毎週火・金曜日発

秋



○県が発注する物品の製造の請負、

エネルギー課)

○秋田県金属鉱業研修技術センターの使用に係る利用料金の承認(三五二・資源 ○秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金の承認(三五一・観光課)……………

○秋田県青少年交流センターの使用に係る利用料金の承認

(三五四

· 生涯学習

63

61

び指名競争入札に参加する者に必要な資格(三五三・管財課)………………

(生産物及び差押えに係るものを除く。) の売払いについての一般競争入札及

買入れ、

修繕及び改造並びに県が行う物品

61

56

目

次

示

○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十五条第二 項第二号の規定に基づく遺族補償年金の額に乗ずる率の廃止(三三九・人事 課)

○秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金の承認 ○秋田県社会福祉会館の使用に係る利用料金の承認(三四一・福祉政策課)………1 ○学校医、 補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の廃止(三四〇・人事課) 項及び第四条の三第一項の規定に基づく長期療養者の休業補償及び年金たる 33 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第四条の (三四二・長寿社 :

○秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金の承認(三四三・長 寿社会課) 4

○秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金の承認 会課) 5 (三四四・長寿社

○秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金の承認 (三四五・健康対策

○秋田県岩館漁港海岸休憩施設の使用に係る利用料金の承認 ○公の施設の指定管理者の指定 課)9 (三四六・自然保護課) (三四七・水産漁港

12

○秋田県森林学習交流館の使用に係る利用料金の承認(三四八・秋田スギ振興

12

○秋田県営観光レクリエーション施設の使用に係る利用料金の承認(三五○・観 ○秋田県産業振興プラザの使用に係る利用料金の承認 光課) 14 (三四九・商工業振興課) : 13

ページ

秋田県告示第三百三十九号

告

示

一号の規定に基づく遺族補償年金の額に乗ずる率 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十五条第二項第 は、 廃止し、 平成十八年四月一日から施行する。 (平成四年秋田県告示第五百九十四

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百四十号

廃止し、平成十八年四月一日から施行する。 補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成五年秋田県告示第五百九十二号) 及び第四条の三第一項の規定に基づく長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る 学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第四条の二第一 は、 項

平成十八年三月三十一日

秋田県知

事

寺

田

典

城

秋田県告示第三百四十一号

定の例により、 秋田県社会福祉会館条例 同条第三項の規定の例により、 次のとおり秋田県社会福祉会館の使用に係る利用料金を承認したの (平成十七年秋田県条例第六十二号)第十二条第一項の規 公告する。

用する。 承認した秋田県社会福祉会館の使用に係る利用料金は、 平成十八年四月一 日から適

平成十八年三月三十一日

施設

秋田県知事 寺 田 典 城

										Г	
		体 育 館	展示ホール						会議室	区	
利貸用切		使 貸用 切	ルル	第四会議室	第三会議室	第二会議室	第一合	特別会議室	大会議室		
個人による利用	めに利用するときその他の目的のた	用するときの増進のために利身体障害者の福祉		云議室	云議室	云議室	一会議室	玄議室	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	分	
四時間につ	二時間につき	二時間につき	〇 〇 円 四	四、九〇	〇 五 円 八 〇	三、八〇	田〇円、八〇	〇〇円 五	〇 〇 〇 一 一	まで から正午	利
つき	き	き	〇 〇 八 円 七	六、七〇	〇 円 七 、 七 〇	五、〇〇	五、〇〇	田〇〇田	〇 〇 〇 八 八 八	五時までから午後一時	料料
			〇 三 五 円 一	一一、六	〇 〇 三 円 五	八、八〇円八〇	八、八〇円八〇	四〇、七	〇 四 九、 九	五時まで から午後	金の
一 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	円九〇	〇円 七〇	〇 一、 円 九 〇	0円	0円 二0	〇 五、円 八〇	〇円 二〇	つき 一時間に 一時間に	額

備考

該端数を一時間とする。 未満であるときは一時間とし、利用時間に一時間未満の端数があるときは当一 会議室又は展示ホールの午後五時後の利用については、利用時間が一時間

律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者をいう。二年の表において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和二十四年法)

するときの利用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とすとし、利用時間に二時間未満の端数があるときは当該端数を二時間とし、貸し、利用時間に四時間未満の端数があるときは当該端数を四時間とする。 し、利用時間に四時間未満の端数があるときは当該端数を四時間とする。 相当が入場料(利用者が、いずれの名義でするかを問わず、施設の入場で、利用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって利用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって利用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって利用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類するときは四時間とし、貸とし、利用時間が二時間未満であるときは二時間三

二設備

る。

五八〇円				回につき	一式一回	用映写機	スライド用い
二、七〇〇円	_			回につき	一 去 一 回	用映写機	一六ミリ用軸
額	の	金	料	用	利	分	区

一、〇〇〇円

用の以利外

 $\overline{}$

身体障害者

四時間につき

る に 団 上 利 よ 体 の

き

利用すると の福祉の増

用

その他の目

四時間につき

一〇〇円

利用すると

き

金びょうぶ 双一回につき 一、一〇〇円

秋田県告示第三百四十二号

用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、 第一項の規定の例により、次のとおり秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利 秋田県北部老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十三号)第十一条 公告する。

日から適用する。 承認した秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成十八年四月

平成十八年三月三十一日

コミュニティーセンター

施設

秋田県知事 寺 田 典 城

区	分	利	用	料	金	0	額
会議室		一時間につき	うき				、三〇〇円
研修室		一時間につき	つき			<u></u>	五〇〇円
視聴覚室	#	一時間につき	うき			<u> </u>	五〇〇円
多目的ホール	シール	一時間につき	うき			<u>-</u> ;	五〇〇円
茶室		一時間につき	き				八六〇円
文芸室		一時間につき	き				、三〇〇円
陶芸室		一時間につき	き				五〇〇円
木工室		一時間につき	き				五〇〇円
料理室		一時間につき	き			<u> </u>	五〇〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき	につき				一、一〇〇円

備考

小学校児童

一人一泊につき

二、二〇〇円

一般		一人一泊につき 三、〇〇〇円
与		
この表に掲げる施設	げる施設	(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一
時間未満であるときは	るときは	一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるとき

- は当該端数を一時間とする。
- 二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料 収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収 しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の (使用者が、いずれの名義でするかを問わず、これらの施設の入場者から徴
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの 者をいう。

額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

(\Box) 設備

五八〇円	ごデオテープレコーダー
五八〇円	プロジェクター
五八〇円	スライド用映写機
利用料金の額(一式一回につき)	区分

(=)休憩用施設

般	小学校児童	区
		分
の使用については、一人一回につき、三〇〇円。一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時2	の使用については、一人一回につき、一人一回につき、三〇〇円。ただし、	利
いては、	いっき、一	用
一人一円。	二〇〇円。	料
回につき	回につき	金
		0
三〇〇円。 一〇〇円。	一五〇円。 午後四時以降	額

京原	回数券
般	小学校児童
三、000円	一、五〇〇円

ini i	一般	のできな、見目して持	[] []	5	「 」	三、〇〇〇日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
一 屋内運動広 き、一回 数券	屋内運動広場及びテニスコートき、一回券を使用することとする。考 回数券により使用するときは、は	運動広場及びテニスコート、一回券を使用することとする。回数券により使用することとする。	間にかか	わら	す、	Y
区		分	利	用料	金	の
屋内運動広場	物(ゲートボー	屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	一時間につき	につき	C	四三〇円
テニスコート	Γ		一面一時間につき 四三〇円	時間に	につき	

備考 端数があるときは当該端数を一時間とする。 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、 使用時間に一時間未満の

秋田県告示第三百四十三号

四 に係る利用料金を承認したので、 条第一項の規定の例により、 [月一日から適用する。 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十四号)第十 承認した秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成十八年 次のとおり秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用 同条第三項の規定の例により、 公告する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典

城

(-)コミュニティーセンター

施設

(室) 一時間につき 一、五〇〇円 (室) 一時間につき 一、五〇〇円 (本) 「、五〇〇円 (本)								
一時間につき 一、 一時間につき 一、	五〇〇円				につき	一時間に		視聴覚室
一時間につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					につき	一時間に		研修室
分利用料金の	1、三〇〇円				につき	一時間に		会議室
_		0	金	料	用	利	分	区

宿泊室

幼児

人一泊につき

一〇〇円

五〇〇円

五〇〇円

小学校児童

人一

泊につき

般

人一

泊につき

三

000円

木工室

時間につき

陶芸室

時間につき

文芸室

時間につき

三 〇 〇 円

八六〇円

茶室

時間につき

多目的ホール

時間につき

- は当該端数を一時間とする。 時間未満であるときは一時間とし、 この表に掲げる施設 (宿泊室を除く。) の使用については、 使用時間に一時間未満の端数があるとき 使用時間が一
- 一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料 の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。 収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収 しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金 (使用者が、いずれの名義でするかを問わず、これらの施設の入場者から徴
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの 者をいう。

(\Box) 設備

五八〇円		スライド用映写機	
二、七〇〇円		一六ミリ用映写機	
利用料金の額(一式一回につき)) 分	区	

<u>_</u>;

五〇〇円

オーバー~ットフロショクター	Ħ Ĵ
プロジェクター	五八〇円
ビデオテープレコーダー	五八〇円

三、〇〇〇円				般	(元 D
一、五〇〇円				小学校児童	(大司券)
の使用については、一人一回につき、三〇〇円一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時以降	の使用については、一人一回につき、一人一回につき、六〇〇円。ただし、	ついては、	の使用に		般
の使用については、一人一回につき、一五〇円一人一回につき、三〇〇円。ただし、午後四時以降	の使用については、一人一回につき、一人一回につき、三〇〇円。ただし、	ついては、	の使用に		小学校児童
金の額	料	用	利	分	区
				設	○ 休憩用施設

き、一回券を使用することとする。 備考 回数券により使用するときは、使用する時間にかかわらず、一人一回につ

屋内運動広場及び屋内温水プール

一、〇〇〇円	7回 幼児、小学校児童及び中学校生徒	プール回屋内温水
一人一回につき 五〇〇円	般	
一人一回につき 三五〇円	高等学校生徒及び高等専門学校の学生)
一人一回につき 二〇〇円		プール屋内温水
一時間につき 四三〇円	屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	屋内運動
利用料金の額	分	区

	回券)	数券
		子
一般		高等学校生徒及び高等専門学校の学生
二、五〇〇円		一、七五〇円

- る。間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とす「間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とす」「屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時
- 者をいう。 二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの
- 者に準ずるものを含むものとする。 三 この表において「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの
- 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券

三

	3	ドレセット利用	屋内温ドプー 休憩用施設と	区
般	門学校の学生高等学校生徒及び高等専	中学校生徒	小学校児童	分
1、000円	八五〇円	七〇〇円	四 〇〇円	利用料金の額(一人一回につき)

る。 おいて休憩用施設及び屋内温水プールを使用するときに使用できるものとす おいて休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリア開場時間内に

秋田県告示第三百四十四号

用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。第一項の規定の例により、次のとおり秋田県南部老人福祉総合エリアの使用に係る利秋田県南部老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十五号)第十二条

コミュニティセンター

三、〇〇〇円			につき	一人一泊につき	一般	
二、二〇〇円			につき	一人一泊につき	小学校児童	
一、一〇〇円			につき	一人一泊につき	幼児	宿泊室
一、三〇〇円)き	一時間につき		視聴覚室
一、三〇〇円)き	一時間につき		研修室
一、三〇〇円			き	一時間につき		会議室
の額	金	料	用	利	分	区

- を一時間とする。 あるときは一時間とし、 会議室、研修室及び視聴覚室の使用については、使用時間が一時間未満で 使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数
- この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。 合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、 の入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場 が、いずれの名義でするかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するそ 会議室、研修室及び視聴覚室の使用において、使用者が入場料(使用者
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの 者をいう。

(\Box)

五八〇円	映写機	スライド用映写機
二、七〇〇円	映写機	一六ミリ用映写機
利用料金の額(一式一回につき)	分	区

秋田県知事 寺 田 典 城

五八〇円	ビデオテープレコーダー
五八〇円	オーバーヘッドプロジェクター

	I S						; ; (F
ビデオテープレコーダー	ノレコーダー						五八〇円
(三) 休憩用施設	設						
区	分	利	用	料	金	の	額
小学校児童		の使用に	の使用については、一人一回につき、一人一回につき、三〇〇円。ただし、	、 三 〇 〇 円	回につき、		一五○円 午後四時以降
般		の使用に	の使用については、一人一回につき、三〇〇円一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時	、 六〇〇円	回につき、	三午〇後	三〇〇円午後四時以降
回数券	小学校児童						一、五〇〇円
	般					\equiv	三、〇〇〇円

備考 き、一回券を使用することとする。 回数券により使用するときは、使用する時間にかかわらず、一人一回につ

屋内運動広場及び屋内温水プール

一、七五〇円	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	到券 (六
一、000円	幼児、小学校児童及び中学校生徒	プトルション
一人一回につき 五〇〇円	一般	
一人一回につき 三五〇円	高等学校生徒及び高等専門学校の学生)
一人一回につき 二〇〇円	幼児、小学校児童及び中学校生徒	プト温水
一時間につき四三〇円	屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	屋内運動
利用料金の額	分	区

——
二、五〇〇円

備考

- るときは当該端数を一時間とする。 間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があ一 屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)の使用については、使用時
- 者をいう。
 二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの

休憩用施設と屋内温水プールセット利用券

	ž	り とり とり かんしょう かんしょう かんしょう 利用	屋内温 ドプー 休憩 用施設と	区
般	門学校の学生高等学校生徒及び高等専	中学校生徒	小学校児童	分
一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	利用料金
一、〇〇〇円	八五〇円	七〇〇円	四〇〇円	変の額

考

- できるものとする。ア開場時間内において休憩用施設及び屋内温水プールを使用するときに使用ア開場時間内において休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリこの表における休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリ

軽費老人ホーム

兀

区	
分 	ı
月三十一日まで四月一日から十	利用料金の額(一
翌年の三月三十	一人一月につき)

				一日まで	らで
生活費相当分)J		四二、四九〇円	五〇	三七〇円
管理費相当分	73		七、〇三〇円	t,	
	る人	○ 円以下 ○ ○ ○	一〇、〇〇〇円	$\vec{\circ}$	〇 〇 〇 円
当 发 降 原 		一、五〇〇、〇〇 一円以上一、六〇 〇、〇〇〇円以下	一三、〇〇〇円	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	〇 〇 円
	三	一、六〇〇、〇〇 一円以上一、七〇 〇、〇〇〇円以下	一六、〇〇〇円	六	〇 〇 円
	四	一、七〇〇、〇〇 一円以上一、八〇 〇、〇〇〇円以下	一九、〇〇〇円	九	〇 〇 円
	五	一、八〇〇、〇〇 一円以上一、九〇 〇、〇〇〇円以下	1111、000円		〇 〇 円
	六	一、九〇〇、〇〇 一円以上二、〇〇	二五、〇〇〇円	豆豆	〇 〇 円
	七	二、000、00	1110°, 000E	\equiv	〇 〇 円
	八	一円以上二、二〇	三五、〇〇〇円	三五	〇 〇 円

- 十三 + + + 九 二、六〇〇、 五〇〇、 11, 1100, Q 一円以上 一円以上二、四〇 一円以上二、六〇 一円以上二、三〇 円以上二、五〇 〇〇〇円以下 〇〇〇円以下 〇〇〇円以下 〇〇〇円以下 〇〇〇円以下 0 0 0 0 0 五八、 五七、 五〇 几 兀 五 Q 九〇〇円 000円 000円 000円 〇〇〇円 五八、 五〇 五七、 兀 兀 五 Q 九〇〇円 000円 000円 000円 000円
- 費等の必要経費の額を控除した額をいう。 て認定することが適当でないものを除く。 この表において「対象収入額」とは、 前年の収入額(社会通念上収入とし ·)から、 租税、 社会保険料、 医療
- ける引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。)の当該月の生 の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合(月の初日から末日 当該端数を切り捨てた額)とする。 当該月の使用日数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、 活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に 日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月にお までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七 月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は
- 該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合の当

に十円未満の端数がある場合は、 当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額 当該端数を切り捨てた額)とする (その額

下となるときは、 額としてこの表を適用する。この場合において、 の対象収入額を合算した額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれの対象収入 千円とする。 夫婦で使用する場合の事務費相当分の金額の算定に当たっては、 その者の事務費相当分の金額は、この表にかかわらず、七 対象収入額が百五十万円以 それぞれ

Ŧi. 老人専用マンション

ſ													
						二人用居室						一人用居室	区
		均	場合短期使用の		<u> </u>	長期使用の		<u> </u>	場合短期使用の		均	長期使用の	
	管理費相当分	事務費相当分	生活費相当分	分									
	一月につき	一月につき	一人一月につき	一月につき	一月につき	一人一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	利用料
	九三、二〇〇円	七八、二〇〇円	六一、一〇〇円	四六、〇〇〇円	三九、六〇〇円	三七、五〇〇円	六三、二〇〇円	五二、五〇〇円	六一、一〇〇円	三七、五〇〇円	三三、100円	三七、五〇〇円	金の額

入館料

日から適用する。

- をいい、 この表において、 「短期使用の場合」とは一年以内の期間を定めて使用する場合をい 「長期使用の場合」とは期間を定めないで使用する場合
- 額の合算額とする。 は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金 月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の利用料金の
- 当該端数を切り捨てた額)とする。 当該月の使用日数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、 活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に ける引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。)の当該月の生 日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月にお までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七 の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合(月の初日から末日 月の中途から使用を開始する場合、 月の中途で使用を終了する場合又は一

額は、 捨てた額)とする。 数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、 を終了する場合(二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終 了する場合を除く。)の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金 に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。)又は月の中途で使用 月の中途から使用を開始する場合(一人で使用している居室をその者と共 この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日 当該端数を切り

秋田県告示第三百四十五号

承認したので、同条第三項の規定の例により、 の規定の例により、 承認した秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金は、 秋田県健康増進交流センター条例 次のとおり秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金を (平成九年秋田県条例第十五号) 公告する。 平成十八年四月一 第十一条第一項

百九十二号)は、 秋田県健康増進交流センターの利用料金の変更の承認(平成十一年秋田県告示第六 廃止する。

平成十八年三月三十一日 平成十八年三月三十一日限り、

秋田県知事 寺 田 典 城

三二、000円	家族四人		
二七、〇〇〇円	家族三人		
1111、000円	家族二人	家族券	一年) 作
一七、000円		個人券	定期券
四、〇〇〇円	般	月 (二 三	
11、000円	小学校児童	用(一二回幹)一般浴室のみの使	
四、000円	般	*	
11、000円	小学校児童	通常の使用 (五回	回数券
一人一回につき 八〇〇円	般		
田〇〇回 味じお回一人一	小学校児童		
無料	幼児	(二〇人以上の団体)	団体料金(二
一人一回につき 五〇〇円	般		
一人一回につき 二五〇円	小学校児童	Я	
芝浦	幼児	月一般浴室のみの使	
一人一回につき 一、〇〇〇円	般		
一人一回につき 五〇〇円	小学校児童		
並浦	幼児	通常の使用	普通料金
利用料金の額	分		区

一研修室等

	利	用料	金の	額
区分	正午まで	午後五時まで	午後五時まで	間につきの時間一時
研修室	1、1100円	二、四〇〇円	三、六〇〇円	六〇〇円
会議室	1、二〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円	六〇〇円
休憩室	一室一時間につき) き		五〇〇円
トレーニングルーム	一人一回につき	บ		二〇〇円
リラックスルーム	一人一回につき	a		無料
タオルセット	一式一回につき	d		二〇〇円
水着	一式一回につき	บ		三00円
館内着	一式一回につき	2		二〇〇円

備考

- 数があるときは当該端数を一時間として計算する。使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端研修室若しくは会議室の午後五時後の使用又は休憩室の使用については、

使用する者を除く。)からは徴収しないものとする。三(トレーニングルームの利用料金は、入館料を納付した者(一般浴室のみを)

三宿泊室

													棟 一般	· 区
			D				С				В		А	
		7 日 村 2 1	が 中学校児童及		般	てられた	が 中学 交 上走 小学校 児童 及		般	てられた名	が 中学 交 上走 小学校 児童 及	般	び中学校生徒小学校児童及	
四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	一人で使用する場合	分
二、九四〇円(三、八八五円)	三、三六〇円(四、四一〇円)	三、七八〇円(四、九三五円)	四、八三〇円(五、四六〇円)	四、二〇〇円(五、五六五円)	四、七二五円(五、八〇〇円)	二、九四〇円(三、八八五円)	三、三六〇円(三、八八五円)	四、二〇〇円 (五、五六五円)	四、七二五円(五、八〇〇円)	二、九四〇円(三、八八五円)	三、三六〇円(三、八八五円)	四、七二五円(五、二〇〇円)	三、三六〇円(三、七〇〇円)	利用料金の額 (一人一泊につき)

								ħ	東自炊								
					G				F				Е				
	般			で 自 木 イ イ	び中学交生走小学校児童及		般	て戸営村を	バー学校児童及		般	て 年 れ 生 名	び中学交生走小学校児童及				一般
二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
四、四一〇円(五、三五五円)	五、四六〇円(五、八八〇円)	二、六二五円(三、二五五円)	三、〇四五円(三、六七五円)	三、四六五円(四、〇九五円)	三、八八五円(四、二〇〇円)	三、三六〇円(四、一〇〇円)	三、八八五円(四、一〇〇円)	二、六二五円(二、九〇〇円)	二、六二五円(二、八三五円)	四、二〇〇円(五、五六五円)	四、七二五円(五、八〇〇円)	二、九四〇円(三、八八五円)	三、三六〇円(三、八八五円)	四、二〇〇円(五、五六五円)	四、七二五円(六、〇九〇円)	五、二五〇円(六、六一五円)	六、五一〇円(七、一四〇円)

宿泊室の区分は、 次のとおりとする。

三人で使用する場合 | 三、

八八五円

回

八三〇円)

兀

人で使用する場合

三、

三六〇円

回

三〇五円

- 宿泊室A 洋室で床面積が十六平方メートルのものをいう。
- 宿泊室B 洋室で床面積が十九平方メートルのものをいう。
- 宿泊室C 和室で床面積が二十三平方メートルのものをいう。
- 宿泊室D 和室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。
- 宿泊室E 洋室で床面積が二十六平方メートルのものをいう。

(H)

(JL) (\Box)

- 宿泊室F 和室で床面積が十四平方メートルのものをいう。
- $(\ \ \ \ \ \)$ 宿泊室G 和室で床面積が二十二平方メートルのものをいう。
- 該者を小学校児童とみなす。 小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、

当

- 場合の利用料金の額とする。 宿泊室を休憩のために使用する場合の利用料金の額は、 休憩室を使用する
- 適用する。 一月一日から同月三日までの日

この表において括弧内の利用料金の額は、

次に掲げる日に利用する場合に

- (\Box)
- 四月二十八日から五月六日までの期間で指定管理者が別に定める日
- 七月二十一日から八月十九日までの期間で指定管理者が別に定める日
- (力) (田) 八月第四土曜日

- 十二月の金曜日及び土曜日
- 十二月三十日及び同月三十一日
- 秋田県健康増進交流センター条例第二条第二項に規定する施設以外の施設 日曜日、 八号)に規定する休日が三日以上連続する期間において最終日以外の日 土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七

兀

対価を得る場合	区
月単位で使用する場合	分
一月につき 二、四〇〇円	一平方メートル当たり)利用料金の額(使用面積

五〇円	一時間につき	時間単位で使用する場合	
1、1100円	一月につき	月単位で使用する場合	対価を得ない場合
八五円	一時間につき	時間単位で使用する場合	

- この表において「対価」とは、 物品の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。 使用者が、いずれの名義でするかを問わ
- て計算する。 積に一平方メートル未満の端数があるときは当該端数を一平方メートルとし 使用面積が一平方メートル未満であるときは一平方メートルとし、 使用面
- 三 月の中途から使用を開始するとき又は月の中途で使用を終了するときのそ の月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 端数があるときは当該端数を一時間として計算する。 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の

秋田県告示第三百四十六号

定管理者を指定したので、 条例第三号)第六条の規定により、 秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県 同条例第八条の規定に基づき、 次のとおり秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指 公告する。

秋

秋田県知事 寺

田

典 城

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十番地 指定管理者の住所及び名称 平成十八年三月三十一日

指定の期間

仙北市

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

秋田県告示第三百四十七号

で、 漁港海岸休憩施設条例 る条例(平成十七年秋田県条例第七十七号)第三条の規定による改正後の秋田県岩館 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための農林水産部関係条例の整備等に関す 同条第三項の規定の例により、 次のとおり秋田県岩館漁港海岸休憩施設の使用に係る利用料金を承認したの (平成五年秋田県条例第三十五号) 公告する。 第八条第一項の規定の例に

> 日から適用する。 承認した秋田県岩館漁港海岸休憩施設の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一

秋田県岩館漁港海岸休憩施設の利用料金の承認 は、平成十八年三月三十一日限り、 廃止する。 (平成五年秋田県告示第四百六十三

秋田県知事

寺

田

典 城 平成十八年三月三十一日

温水シャワー 区 分 利 用 料 金の 額 $\widehat{}$ 式 回につき) 〇〇円

秋田県告示第三百四十八号

金を承認したので、 号)による改正後の秋田県森林学習交流館条例(平成七年秋田県条例第十五号)第十 三条第一項の規定の例により、 秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第九十五 同条第三項の規定の例により、 次のとおり秋田県森林学習交流館の使用に係る利用料 公告する

適用する。 承認した秋田県森林学習交流館の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から

平成十八年三月三十

一日

秋田県知事 寺 田 典 城

会議室

	議第一会	区	
三区画	全区画	分	
五、八五〇円	九、七五〇円	正午まで	利
七、八〇〇円	円 111、000	午後五時まで	用料
円三、六五〇	円二二、七五〇	午後五時まで	金の
一、九五〇円	三、二五〇円	つき 時間一時間に 年後五時後の	額

第

第三会議室 二会議室 二区画 五分の 三、 四 九〇〇円 000円 八〇〇円 六 五、二〇〇円 四 000円 四〇〇円 九 七 円 一〇〇円 | 一、三〇〇円 000円 000円 六〇〇円

備考 とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。 午後五時後の使用については、 使用時間が一時間未満であるときは一時間

会議室の附属設備

五一〇円		拡声装置
五一〇円	一式一回につき	ビデオテープレコーダー
五一〇円		スライド用映写機
五一〇円	- f	資料提示装置
1、000円	- 合一回 こ つき	ビデオプロジェクター
利用料金の額	使用の単位	区分

三 宿泊室

区	分	利用料金の額(一室一泊につき)
	一人用	四、五〇〇円以上七、五〇〇円以下
行 注 <i>E</i>	二人用	九、〇〇〇円以上一二、〇〇〇円以下
宿泊室B		一〇、五〇〇円以上一三、五〇〇円以下
宿泊室C		一〇、五〇〇円以上一三、五〇〇円以下

宿泊室D

匹 〇〇〇円以上一七、〇〇〇円以下

- 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
- 宿泊室A 洋室で床面積が二十三平方メートルのものをいう。
- 宿泊室B 洋室で床面積が二十八平方メートルのものをいう。

()

- (\equiv) 宿泊室C 洋室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。
- (四) 利用料金の額は、 宿泊室D 和室で床面積が二十八平方メートルのものをいう。 企画商品の種類に応じてこの表に定める利用料金の額の
- 範囲内において指定管理者が別に定める。

秋田県告示第三百四十九号

用料金を承認したので、 第十一条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県産業振興プラザの使用に係る利 号)による改正後の秋田県産業振興プラザ条例(平成十一年秋田県条例第七十九号) 秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第百十三 同条第三項の規定の例により、 公告する。

承認した秋田県産業振興プラザの使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

五〇、〇〇〇円		創業支援室B
二1,000円		創業支援室A
利用料金の額(一室一月につき)	分	区

- 上の創業支援室をいう。 の創業支援室をいい、 この表において、 「創業支援室A」とは床面積が二十五平方メートル以下 「創業支援室B」とは床面積が四十八平方メートル以
- 用日数を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数金 該月の利用料金の額は、 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合の当 この表に定める額を三十で除し、 これに当該月の使

額を切り捨てた額)とする。

秋田県告示第三百五十号

係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。 条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県営観光レクリエーション施設の使用に 秋田県営観光レクリエーション施設条例(平成四年秋田県条例第三十六号)第十二 平成十

八年四月一日から適用する。 承認した秋田県営観光レクリエーション施設条例の使用に係る利用料金は、

に係る利用料金の承認(変更の承認を含む。)は、 平成十八年三月三十一日以前に告示した秋田県営観光レクリエーション施設の使用 平成十八年三月三十一日 同日限り、廃止する。

秋田県知事 寺

田 典 城

秋田県営由利高原オートキャンプ場

		禾 月 米			入場料	区
シャワー	広場兼用テントサイト	云易兼用テントサイト		般	小学校児童及び中学校生徒	
	トサイト	日帰り	宿泊		5中学校生徒	分
一回につき	一区画一泊につき	一区画一回につき	一区画一泊につき		一人につき	使用の単位
二〇〇円	一、〇五〇円	一、〇五〇円	三、一五〇円	二 〇 円	一 一 〇 門	利用料金の額

二 秋田県営矢島スポーツ宿泊センター 備考この表の額は、 消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

宿泊室

区
分
分

備考

- に、三百円を加算した額を宿泊室の利用料金の額とする。 暖房設備の利用期間にあっては、この表に定める額に、 使用の単位ごと
- 一 小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、 校児童とみなす。 当該者を小学
- 三この表の額及び備考一の暖房設備利用料金の額は、 に相当する額を含むものとする。

消費税及び地方消費税

休憩室、浴室等

(1)

休憩室

				普通料金	区
	般		中台村	中学校児童及び	分
一時間を超え四時間以内 五〇〇円	一時間以內 二五〇円	円を加えた額 円を加えた額 二五〇円に四時間を超えるとき 二五〇円に四	一時間を超え四時間以内 二五〇円	一時間以內 一五〇円	利用料金の額(一人につき)

二、九〇〇円	般		
二、四〇〇円	高校生		
一、九〇〇円	中学校生徒	(二〇人以上の団体)団体料金	
三、五〇〇円	般		
二、五〇〇円	中学校生徒	普通料金	室

○円を加えた額 五○○円に四四時間を超える時間一時間ごとに一○

	大広間			中広間	区分
一二分の一室に	二分の一室につき	一時間ごとに一室につき回	一室につき	一室につき一時間以内	利
二分の一室につき一時間を超え四時間以内		時間ごとに七○○円を加えた額室につき四時間を超えるとき	室につき一時間を超え四時間以内	時間以内	用
超え四時間以	内	えた額こ、六	時間以内		料
为		八〇〇円に四時			金 の
四、五〇〇円	二、五〇〇円	時間ごとに七○○円を加えた額室につき四時間を超えるとき 三、六○○円に四時間を超える時間	三、六〇〇円	二、〇〇〇円	額

② 休憩室のうち中広						(二)人以上の団体)団体料金
休憩室のうち中広間又は大広間を貸切使用する場合			般		r 会 木 左 名	中学交生走小学校児童及び
切使用する場合	円を加えた額 時間を超える時間一時間ごとに五〇時間を超えるとき 二五〇円に四	一時間を超え四時間以内 二五〇円	一時間以内 一五〇円	円を加えた額 一時間ごとに三〇時間を超える時間一時間ごとに三〇四時間を超えるとき 二〇〇円に四	一時間を超え四時間以内 二〇〇円	一時間以內

(3)

浴室

		Ĵ	グラーン	区	
場ける	を製料	合る場	する 入る 製料		
般	徒・児童	般	徒・児童	分	
三、000円	一、 五 〇 〇 円	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	午まで 始時刻から正	利
五、〇〇〇円	二、五〇〇円	六、000円 一0、000円 一六、000円	五、〇〇〇円	での終了時刻ま	用 料 金
八	四	一六、	八	_	0
八、000円	四、〇〇〇円	000円	八、〇〇〇円	日	額

 (\Rightarrow)

グラウンド等

○○円に四時間を超える時間	一時間ごとに一、六〇〇円を加えた額一室につき四時間を超えるとき(九、〇〇〇円に四時間を超える時間
九、〇〇〇円	一室につき一時間を超え四時間以内
五、〇〇〇円	一室につき一時間以内
四、五〇〇円に四時間を超え	る時間一時間ごとに八○○円を加えた額 二分の一室につき四時間を超えるとき 四、一

(-)

入場料、テントサイト等

			広 場 目 的				ドラヴグ
場し合い	を徴収料	合文	する 後 収 料	場けた	を徴収料	合す	する 巻 収 料
般	徒・児童	一般	徒・児童	一般	徒・児童	一般	徒・児童
$\vec{=}$		四	=;	二、		四	=;
二、四〇〇円	、二〇〇円	八〇〇円	四〇〇円	四 () 円	二〇〇円	八〇〇円	四 〇 〇 円
四、	=;	八、	四	四、	=;	八	四、
四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	八、000円	〇 〇 円	〇 〇 円	二、〇〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円
六	==	<u> </u>	六、	六	=;	<u> </u>	六、
四 〇 〇 円	三、二〇〇円	一二、八〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	三、二〇〇円	一二、八〇〇円	四 〇 〇 円

備考

う。 この表において「一日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをい

二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義でするかを問わ

並びに高等学校生徒(これらの者に準ずる者を含む。)、中学校生徒並びに三 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生ず、グラウンド等の入場者から徴収するその入場の対価をいう。

っ。 使用するときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とす 使用するときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とすて 使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって

小学校児童をいう。

秋田県営八幡平オートキャンプ場 この表は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

区			分	利用料	金の額
入場料	小学校児童品	小学校児童及び中学校生徒	1)上	一人につき	二五〇円
	般			一人につき	五〇〇
)用貸 川施切 目設使	トントサイ	電源を使用	宿泊	一区画一泊につき	(二、五〇〇円)
料 の 利 用			日帰り	一区画一回につき	一、三〇〇円
		電源を使用	宿 泊	一区画一泊につき	
			日帰り	一区画一回につき	一、二〇〇円)
	キャンピングカーサイト	クカーサイト	宿 泊	一区画一泊につき	(三、〇〇〇円)
			日帰り	一区画一回につき	(一、〇〇〇円)
	二輪車サイト	ľ	宿 泊	一区画一泊につき	(三五〇円)
			日帰り	一区画一回につき	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円) 円
	広場兼用テントサイト	ントサイト	宿泊	一区画一泊につき	一、五〇〇円
			日帰り	一区画一回につき	(五〇〇円)

一、八〇〇円	基本料金	基本			般				
円 テント一張につき 一五〇	加算料金		つ 問き に	生で	学校生徒	Г Я			
1、000円	基本料金	基本	引一 時	が 校 中 児	重 みび 中	以 宿 1 泊			
○○円	加算料金	加質							
110、000円	基本料金	基本			般		合え	利均用的料	
〇〇円	加算料金	加質	きし	生で	学校生徒		る収を料場す徴金	場合の資力を	
10、000円	基本料金		こ 一 泊	が校り用	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	宿泊	斗 入金 場	広場を 多目的	
回につき(一、五〇〇円)	室	日 帰 り	日						
室一泊につき 七、〇〇〇円	室一	泊	宿	B 室					
室一回につき 四、五〇〇円)	室	日帰り	日						
室一泊につき 一四、〇〇〇円)	室一	泊	宿	A 室			ケビン		
回につき 二、〇〇〇円	一室一	帰り	日帰						
室一泊につき 六、〇〇〇円)	室	泊	宿			テ	ヒュッテ		

備老

四〇〇円	人一回につき	人	般		
二〇〇円	一回につき	一人一	び中学校生徒小学校児童及	プール び	
二00円	回につき	回回		シャワー	の を 他 し
円 一張につき 一五〇	加算料金				
1、000円	基本料金		一般		
円 アントー張につき 一五〇	加算料金	つほ	I	Ţ	
五〇〇円	基本料金	引 一 こ 時	童 小学校児	 以 宿 ¹ 泊	
○○円	加算料金				
一〇、〇〇〇円	基本料金		一般	場だ合し	
○○円	加算料金	きし	学校で生徒	な収を料	
五、〇〇〇円	基本料金	こ 一	童 小学校児	斗 入場 宿泊	
円 一張につき 一五〇	加算料金				I

二 暖房設備の使用期間内においてケビンを使用する者から、この表に定める習場を使用する者からは、入場料は徴収しないものとする。テントサイトの使用期間外においてセンターハウス、ケビン又はスキーの練一 テントサイトの使用期間内においてセンターハウスのみを使用する者及び

備考

問わず、スキーの練習場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。

この表において「入場料金」とは、

使用者が、

いずれかの名義でするかを

使用者が入場料金を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもっ

あっては四百円とする。場合において、暖房設備利用料金の額は、A室にあっては八百円、B室にケビンの利用料金のほかに、暖房設備利用料金を徴収するものとする。このケビンの利用料金のほかに、暖房設備利用料金を徴収するものとする。この

利用料金の額とする。
て多目的広場を利用するときの利用料金の額は、入場料金を徴収する場合の使用者が入場料金を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもっ

□ テントサイトの使用期間外において設けられたスキーの練習場を使用する場合

二、〇〇〇円		般		
一、〇〇〇円		び中学校生徒小学校児童及	収しない場合入場料金を徴	
四、〇〇〇円		般		
二、〇〇〇円	一時間につ	び中学校生徒小学校児童及	収する場合入場料金を徴	貸切使用す
三〇〇円			般	1 2 2
一五〇円	一人につき	5中学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	する場合 個人が使用
利用料金の額	使用の単位	分		区

合の利用料金の額とする。
てスキーの練習場を使用するときの利用料金の額は、入場料金を徴収する場

秋田県営大潟スポーツ宿泊センター この表の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

(→) (→) 客室

通常期

(四、四一〇円)	する場合四人で使用					
(五、一五〇円)	する場合三人で使用					
五、一五〇円	する場合	につき	小学校児童	宿泊	В	
(五三〇円)	する場合					
六三〇円 六三〇円)	する場合		及び一般中学校生徒			
三四〇円 (四二〇円)	する場合	間につき	小学校児童	日 帰 り		
(五、二五〇円)	する場合					
六、三〇〇円	する場合		及び一般中学校生徒			
三、三六〇円	する場合	につき	小学校児童	宿泊	А	客室
金の額	用料	利	分分			区

18

(五、八八〇円)	する場合二人で使用	につき泊	小学校児童	宿泊	С
五三〇円)	する場合四人で使用				
六三〇円	する場合				
(八四〇円)	する場合				
一、一六〇円)	する場合		及び一般中学校生徒		
(四五〇円)	する場合四人で使用				
(五二〇円)	する場合				
(五九〇円)	する場合	間につき	小学校児童	日帰り	
五、二五〇円	する場合四人で使用				
六、三〇〇円	する場合				
七、三五〇円	する場合				
() () () () () () () () () ()	する場合		及び一般中学校生徒		

(田〇十三) 田〇十三	五人で使用			
三七〇円	する場合四人で使用			
(五二〇円)	する場合			
(五九〇円)	する場合	間につき	小学校児童	日帰り
五、二五〇円)	五人で使用			
五、二五〇円)	する場合四人で使用			
六、三〇〇円(七、三五〇円)	する場合			
七、三五〇円(八、四〇〇円)	する場合			
(一一、五五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒	
三、六八〇円)	五人で使用			
三、六八〇円(四、四一〇円)	する場合四人で使用			
(五、一五〇円)	三人で使用			

						D 宿 泊					
	及び一般					小学校児童					及び一般 中学校生徒
						につき					
する場合	する場合一人で使用	する場合 用	五人で使用	する場合四人で使用	三人で使用	する場合	五人で使用	する場合四人で使用	する場合 三人で使用	する場合	する場合
七、三五〇円	(一一、五五〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円(四、四一〇円)	(五、一五〇円)	五、一五〇円	五三〇円)	(六三〇円)	六三〇円	(八四〇円)	一、一六〇円)
							日帰り				
		及び一般中学校生徒					小学校児童				
							間につき				
三人で使用	する場合二人で使用	する場合	する場合 用	五人で使用	する場合四人で使用	する場合三人で使用	する場合	する場合 井	五人で使用	する場合四人で使用	三人で使用
大三〇円	(八四〇円)	一、一六〇円)	三七〇円)	三七〇円)	(四五〇円)	(五二〇円)	(五九〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円)	五、二五〇円	(七、三五〇円)

								Е			
								宿 泊			
		及び一般中学校生徒						小学校児童			
								につき			
する場合	する場合二人で使用	する場合	する場合	する場合	五人で使用	する場合四人で使用	する場合	する場合二人で使用	する場合	五人で使用	する場合四人で使用
六、三〇〇円	七、三五〇円	(一一、五五〇円)	(三、六八〇円)	(三、六八〇円)	(三、六八〇円)	(四、四一〇円)	(五、一五〇円)	五、八五〇円) 五、一五〇円	五三〇円)	五三〇円)	(六三〇円)
							日帰り				
	及び一般 中学校生徒						小学校児童				
							間につき				
する場合	する場合	七人で使用	する場合 円	五人で使用	する場合四人で使用	する場合 三人で使用	する場合	七人で使用	六人で使用	五人で使用	する場合四人で使用
(八四〇円)	一、一六〇円)	(三七〇円)	三七〇円)	(三七〇円)	(四五〇円)	(五二〇円)	五二〇円)	五、二五〇円)	五、二五〇円)	(五、二五〇円)	(六、三〇〇円)

						F 宿 泊					
						小学校児童					
						につき					
する場合 円	する場合	する場合 六人で使用	五人で使用	する場合四人で使用	する場合	する場合	する場合	する場合 円	古る場合	する場合四人で使用	する場合
(三、六八〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円(四、四一〇円)	(五、一五〇円)	五、一五〇円	五三〇円)	五三〇円)	五三〇円)	五三〇円)	(七四〇円)
			日帰り 小学校児童								及び一般中学校生徒
			間につき								
五人で使用	する場合四人で使用	する場合	する場合	する場合 八人で使用	する場合	する場合	古る場合五人で使用	する場合四人で使用	する場合	する場合	する場合
			五二〇四五二〇四	五、二五〇円)	五、二五〇円)	(五、二五〇円)	(五、二五〇円)	五、二五〇円	六、三〇〇円	七、三五〇円(八、四〇〇円)	(一一、五五〇円)

_		I										
室	別特											
	宿泊											
	小学校児童								及び一般中学校生徒			
	につき泊											
	する場合	てる場合 で使用	七人で使用	六人で使用	五人で使用	する場合四人で使用	三人で使用	する場合	する場合	する場合 円	古人で使用	する場合
	(一一、〇三〇円)	(五三〇円)	(五三〇円)	(五三〇円)	(五三〇円)	五三〇円	大三〇円	(八四〇円)	一、〇五〇円	三七〇円)	三七〇円)	(三七〇円)

(1、三七〇円)	する場合			
一、五八〇円)	する場合			
一、八九〇円	する場合		及び一般中学校生徒	
(八一〇円)	する場合四人で使用			
(九六〇円)	する場合			
1、0三0円	する場合	間につき	小学校児童	日 帰 り
(一一、五五〇円)	する場合四人で使用			
(一三、六〇〇円	する場合			
(一五、七五〇円) 一四、七〇〇円	する場合			
(一九、九五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒	
(八、〇九〇円)	する場合四人で使用			
(九、五六〇円)	三人で使用			

中学校生徒 及び一般

する場合 人で使用

(六、三〇〇円)

六、三〇〇円

する場合

回

二〇〇円)

一人で使用

匹

1100円

備考	
	する場合四人で使用
	(一、一六〇円)

この表において「通常期」とは、 「閑散期」及び 「繁忙期」を除く期間を

- 客室の区分は、次のとおりとする。
- 客 室 A 洋室で床面積が十七平方メートルのものをいう。
 - 客 室 B 洋室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
 - 客 室 C 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
 - 客 室 E 客 室 D 和室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。 和室で床面積が四十五平方メートルのものをいう。

客室F

和室で床面積が五十平方メートルのものをいう。

- 別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。 があるときは、一時間として計算するものとする。 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数
- する場合に適用し、 国民の祝日に関する法律 る休日の前日、 この表において括弧内の利用料金の額は、宿泊にあっては日曜日の前日、 同月三日、 一月二日、 十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。 日帰りにあっては日曜日、 (昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定す 同月三日、 十二月三十日又は同月三十一日に利用 同条に規定する休日、一月二

閑散期

客室

Α

宿 泊

小学校児童

一人一泊

につき

する場合 二人で使用

(三、三六〇円)

三、

三六〇円

区

分

使用の単位

利

用

料

金

0

額

(日〇片园) 日〇片回	する場合三人で使用					
(五二〇円)	する場合	間につき	小学校児童	日 帰 り		
五、二五〇円)	する場合四人で使用					
六、三〇〇円) (六、三〇〇円)	する場合					
七、三五〇円)	する場合					
一〇、五〇〇円 一〇、五〇〇円)	する場合		及び一般中学校生徒			
三、六八〇円)	する場合四人で使用					
四、四一〇円	する場合					
五、一五〇円)	する場合二人で使用	につき泊	小学校児童	宿泊	В	
四二〇円)	する場合二人で使用					
大三〇円)	する場合		及び一般中学校生徒			
三四〇円	する場合	間につき	小学校児童	日 帰 り		

大、三〇〇円 (六、三〇〇円)	する場合三人で使用					
七、三五〇円)	する場合					
一〇、五〇〇円 一〇、五〇〇円)	する場合		及び一般中学校生徒			
(二、九四〇円)	する場合 五人で使用					
三、六八〇円)	する場合四人で使用					
四、四一〇円	する場合三人で使用					
五、一五〇円)	する場合	につき	小学校児童	宿泊	С	
五三〇円)	する場合四人で使用					
大三〇円)	する場合					
七四〇円)	する場合					
一、〇五〇円	する場合		及び一般中学校生徒			
(三七〇円)	する場合四人で使用					

五、一五〇円)	する場合	につき	小学校児童	宿泊	D
图110E (图110E)	五人で使用				
五三〇円)	する場合四人で使用				
(田〇三六)田〇三十	する場合三人で使用				
(五〇屆六) 五〇屆六	する場合二人で使用				
一、〇五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒		
(田〇〇[!!) 田〇〇[!!	古人で使用				
(田〇十三) 田〇十三	する場合四人で使用				
(四五〇円) 四五〇円	する場合三人で使用				
五二〇円)	する場合二人で使用	間につき	小学校児童	日帰り	
四、二〇〇円)	五人で使用				
五、二五〇円)	する場合四人で使用				

(三、六八〇円)	する場合四人で使用				(四五〇円)	する場合 三人で使用			
四、四一〇円	する場合				五二〇円)	する場合	間につき	小学校児童	日帰り
五、一五〇円	につき する場合	小学校児童 に		E 宿 泊	四、二〇〇円	六人で使用			
四二〇円)	する場合 六人で使用				四、1100円	五人で使用			
四二〇円)	する場合 五人で使用				五、二五〇円)	する場合 四人で使用			
五三〇円)	する場合四人で使用				六、三〇〇円)	する場合 三人で使用			
大三〇円)	する場合				七、三五〇円)	する場合			
七四〇円)	する場合二人で使用				(一〇、五〇〇円)	する場合		及び一般中学校生徒	
一、〇五〇円)	する場合	及び一般中学校生徒	及中		(二、九四〇円)	する場合 一			
三〇〇円)	する場合 一				(二、九四〇円)	五人で使用			
三〇〇円	五人で使用				三、六八〇円)	する場合四人で使用			
(三七〇円)	する場合四人で使用					三人で使用			

(四五〇円)	する場合三人で使用			
(五二〇円)	する場合二人で使用	間につき	小学校児童	日帰り
四、二〇〇円	する場合 田			
四、二〇〇円)	する場合			
四、二〇〇円	五人で使用			
(五、二五〇円)	する場合四人で使用			
六、三〇〇円) (六、三〇〇円)	する場合 三人で使用			
七、三五〇円)	する場合			
一〇、五〇〇円)	する場合		及び一般中学校生徒	
二、九四〇円)	する場合 田			
(二、九四〇円)	する場合 井			
(二、九四〇円)	五人で使用			

五、一五〇円)	する場合	につき	小学校児童	宿泊	F
四二〇円(四二〇円)	する場合 出人で使用				
四二〇円 (四二〇円)	する場合 円				
四二〇円 (四二〇円)	五人で使用				
五三〇円)	する場合四人で使用				
大三〇円)	する場合				
七四〇円	する場合				
一、〇五〇円	する場合		及び一般生徒		
IIOO円 (IIOO円)	する場合 出人で使用				
三〇〇円	する場合				
三〇〇円 (三〇〇円)	五人で使用				
三七〇円	する場合四人で使用				

					及び一般中学校生徒						
					JAC .						
する場合 円	する場合	する場合四人で使用	する場合	する場合	する場合	する場合 八人で使用	する場合	する場合 円	する場合	する場合四人で使用	する場合
四、1100円	四、二〇〇円	五、二五〇円)	六、三〇〇円 (六、三〇〇円)	七、三五〇円	(一〇、五〇〇円)	(二、九四〇円)	(二、九四〇円)	(二、九四〇円)	(二、九四〇円)	三、六八〇円	(四、四一〇円)
									日帰り		
		及び一般中学校生徒							小学校児童		
									間につき		
する場合	する場合	する場合	八人で使用	七人で使用	する場合 円	五人で使用	する場合	三人で使用	する場合	て 八人で使用	七人で使用
六三〇円)	七四〇円)	(一、〇五〇円)	三〇〇円 (三〇〇円)	三〇〇円	三〇〇円 (三〇〇円)	11100円 (11100円)	三七〇円)	(四五〇円)	五二〇円	四、1100円	(四、二〇〇円)

一〇、五〇〇円 一〇、五〇〇円	する場合四人で使用				
11、六〇〇円	する場合				
一四、七〇〇円)	する場合二人で使用				
(一八、九〇〇円) 一八、九〇〇円)	する場合		及び一般中学校生徒		
七、三五〇円	する場合四人で使用				
八、八二〇円)	する場合				<u> </u>
一〇、二九〇円)	する場合	につき	小学校児童	宿泊	室別 特
四二〇円 (四二〇円)	する場合 八人で使用				
四二〇円 (四二〇円)	する場合				
四二〇円	する場合				
四二〇円 (四二〇円)	する場合 五人で使用				
(五三〇円)	する場合四人で使用				

期」を除く期間をいう。 この表において「閑散期」とは、 一月十六日から四月十五日までの 「繁忙

一 客室の区分は、次のとおりとする。

 (\Rightarrow) 客 室 B 客 室 A 客 室 C 洋室で床面積が十七平方メートルのものをいう。 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。

三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、 別に宿泊用具を使用するときは、 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数 客 室 F 客 室 E 和室で床面積が五十平方メートルのものをいう。 和室で床面積が四十五平方メートルのものをいう。 当該者を小学校児童とみなす。 小学校に入学する前の者が

があるときは、一時間として計算するものとする。

(分 (田) (四)

客室D

和室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。

(一、〇五〇円)	する場合四人で使用			
一、二六〇円)	する場合三人で使用			
一、四七〇円)	する場合			
一、八九〇円)	する場合		及び一般中学校生徒	
七四〇円)	する場合四人で使用			
(八九〇円)	する場合			
1、0三0円)	する場合	間につき	小学校児童	日帰り

客室 区 Α В 宿泊 日帰り 宿 泊 及び一般中学校生徒 小学校児童 及び一般 中学校生徒 小学校児童 小学校児童 分 につき につき 一人一時 間につき 使用の単位 一人一泊 一人一泊 する場合 する場合 二人で使用 する場合 する場合 二人で使用 する場合 する場合 二人で使用 する場合 する場合 四人で使用 二人で使用 する場合 三人で使用 二人で使用 人で使用 人で使用 利 用 料 \bigcirc (一、〇五〇円) 瓦 瓦 (六、三〇〇円) 瓦 (七、三五〇円) 金 四 四 Ę Ħ, 五、二五〇円 七、三五〇円 (六三〇円) (五一〇円) 五〇〇円) 〇四〇円) 八八〇円) 0 五〇円〇円 八八〇円 七四〇円 二〇〇円 四二〇円 五〇円 五三〇円 額

(七、三五〇円)	する場合二人で使用	につき泊	小学校児童	宿泊	С
六三〇円	する場合四人で使用				
七四〇円	する場合				
(一、〇五〇円)	する場合				
一、一六〇円	する場合		及び一般中学校生徒		
(五二〇円)	する場合四人で使用				
(五九〇円)	する場合 三人で使用				
(七四〇円)	する場合	間につき	小学校児童	日帰り	
六、三〇〇円	する場合四人で使用				
七、三五〇円(八、四〇〇円)	する場合				
八、四〇〇円	する場合				
(一、五五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒		

(四五〇円)	五人で使用			
(五二〇円)	する場合 四人で使用			
(五九〇円)	三人で使用			
(七四〇円)	する場合	間につき	小学校児童	日帰り
五、二五〇円)	五人で使用			
代、三五〇円)	する場合四人で使用			
七、三五〇円	三人で使用			
八、四〇〇円)	する場合			
(一一、五五〇円) 一一、五五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒	
(四、四一〇円)	五人で使用			
(五、一五〇円)	する場合四人で使用			
五、一五〇円	三人で使用			

八、四〇〇円	する場合二人で使用				
(一一、五五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒		
三、六八〇円)	する場合 円				
三、六八〇円(四、四一〇円)	五人で使用				
(五、一五〇円)	する場合四人で使用				
五、八八〇円)	する場合				
五、八八〇円五、八八〇円	する場合	につき 泊	小学校児童	宿 泊	D
五三〇円	五人で使用				
六三〇円 (七四〇円)	する場合四人で使用				
(八四〇円)	する場合				
(一、〇五〇円)	する場合				
一、一六〇円)	する場合		及び一般中学校生徒		

-								日帰り				
			及び一般中学校生徒					小学校児童				
								間につき				
	する場合	する場合	する場合	六人で使用	五人で使用	する場合	三人で使用	する場合	六人で使用	五人で使用	する場合	する場合
	(八四〇円)	(一、〇五〇円)	一、一六〇円)	三七〇円)	(四五〇円)	(五二〇円)	(五九〇円)	(七四〇円)	五、二五〇円)	五、二五〇円	六、三〇〇円	(八、四〇〇円)
-									E			
			及び一般中学校生徒						小学校児童			
									につき			
	する場合	古る場合	する場合	七人で使用	方人で使用	五人で使用	する場合	三人で使用	する場合	する場合 用	五人で使用	する場合
	七、三五〇円	(一〇、五〇〇円)	(一一、五五〇円)	(三、六八〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円	(五、一五〇円)	(五、八八〇円)	(七、三五〇円)	(五三〇円)	五三〇円	(七四〇円)

							日帰り				
	及び一般中学校生徒						小学校児童				
	I/C						間につき				
古る場合	する場合	七人で使用	する場合 円	五人で使用	する場合四人で使用	三人で使用	古る場合	七人で使用	する場合 六人で使用	五人で使用	する場合四人で使用
(一、〇五〇円)	一、一六〇円)	三七〇円)	三七〇円)	(四五〇円)	(五二〇円)	五二〇円	五九〇円)	五、二五〇円)	五、二五〇円)	五、二五〇円	六、三〇〇円
						F					
						宿泊					
						小学校児童					
						につき					
する場合 円	する場合	する場合 円	する場合 五人で使用	する場合四人で使用	する場合	する場合	する場合	する場合	する場合 五人で使用	する場合	三人で使用
三、六八〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円)	三、六八〇円(四、四一〇円)	(五、一五〇円)	五、一五〇円	五、八八〇円五、八八〇円	五三〇円)	五三〇円)	(六三〇円)	六三〇円 六三〇円	(八四〇円)

(四五〇円)	五人で使用				
(五二〇円)	する場合四人で使用				
五二〇円	する場合				
(七四〇円) 五九〇円	する場合	間につき	小学校児童	日帰り	
五、二五〇円)	する場合 円				
五、二五〇円)	する場合 出人で使用				
五、二五〇円)	する場合				
五、二五〇円	五人で使用				
代、三五〇円)	する場合四人で使用				
七、三五〇円	する場合				
(一〇、五〇〇円)	する場合				
(一一、五五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒		

					5
11、0三0円	する場合	につき	小学校児童	宿泊	室別 特
五三〇円)	する場合 八人で使用				
五三〇円	七人で使用				
五三〇円)	方人で使用				
五三〇円 (六三〇円)	五人で使用				
大三〇円	する場合四人で使用				
七四〇円	三人で使用				
(一、〇五〇円)	する場合				
一、一六〇円	する場合		及び一般中学校生徒		
三七〇円)	する場合 用				
三七〇円)	七人で使用				
(三七〇円)	する場合 円				

1、三七〇円	する場合			
(一、五八〇円)	する場合			
二、〇〇〇円	する場合		及び一般中学校生徒	
(八一〇円) (八一〇円)	する場合四人で使用			
(九六〇円)	する場合			
(一、一一0円)	する場合	間につき	小学校児童	日帰り
(一一、五五〇円)	する場合四人で使用			
(一三、六五〇円)	する場合			
(一五、七五〇円) 一五、七五〇円)	する場合			
(一九、九五〇円) 一九、九五〇円)	する場合		及び一般中学校生徒	
八、〇九〇円)	する場合四人で使用			
九、五六〇円)	する場合			

1)	Ħ
=	1
1	J

まで、 及び期日並びにその前日をいう。 灯祭りの開催の日、 この表において「繁忙期」とは、 同月十三日から同月十八日まで、 四月二十四日から五月七日まで、 一月一日から同月三日まで、 全国花火競技大会の開催の日の期間 八月三日から同月六日 なまはげ柴

四人で使用 する場合

一六〇円)

一六〇円

客室の区分は、次のとおりとする。

客 室 A 洋室で床面積が十七平方メートルのものをいう。

客 室 B 洋室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。

客室C 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。

客室D 和室で床面積が三十九平方メートルのものをいう。

(匹) (\equiv) (\Box)

(H)

客室F 客室E 和室で床面積が五十平方メートルのものをいう。 和室で床面積が四十五平方メートルのものをいう。

別に宿泊用具を使用するときは、 客室を宿泊する目的で使用する場合において、 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数 当該者を小学校児童とみなす。 小学校に入学する前の者が

があるときは、一時間として計算するものとする。

する場合に適用し、日帰りにあっては日曜日、 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定す る休日の前日、一月二日、 この表において括弧内の利用料金の額は、 同月三日、 十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。 同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用 宿泊にあっては日曜日の前日、 同条に規定する休日、 月二

(\Box) 多目的ホール等

一、一四〇円	につき問	○場合	貸切使用する場合	
三〇〇円	<u> </u>	中学校生徒及び一般	1 2 2 1	
二〇〇円	一人一回に	小学校児童	する場合 個人が使用	休 憩 室
利用料金の額	使用の単位	分	区	

三、六〇〇円)	する場合四人で使用						
(五、二〇〇円)	する場合						
五、六〇〇円	する場合		<u>*</u>				
七、二〇〇円	する場合	につき	生走 及び中学校 小学校児童	宿泊	А	客室	
料金の額	利用	使用の単位	分			区	
通常期 (室の利用料金) (室の利用料金) (室の利用料金) (室の利用料金) (屋) (関連を) (単語を) (単語を) (単語を) (世間を) (世間	のとする。 はその使用時!	時間として計算するものとする。	荘ー時間未満で	(1) 通常期(1) 通常期(2) を室の利用料金(3) があるときは、一四 使用の時間が一四 使用の時間が一四 使用の時間が一四 である。	通常の 秋 使用の	(1) 秋 四 客田が	五
宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するもの	浴室を使用する	以外の者が		でする。 浴室の利用料金は、	とする。	三三と	
る。 では、ことでは、ことでは、これでは、対価を得る場合の利用料金の額と使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって多目的が、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。	の「別しています」では、対価を得る場所を使用するときの利用料金の額は、対価を得ない場合で営業その他これに類する物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。	料金の額はで営業その	する。	を使用する。	す ホー ず 、 。 る ー	まった ままれる ままま ままま ままま しゅうしゅう	
ハずれの名義で导るかを切り		「対西」とは、吏用者が、		この表こおって	この	備考	
三五〇円	ŝ	促及び一般	中学校生徒及び				
三〇〇円	一人一日に	里	小学校児童			浴室	
一七、三〇〇円	S		ない場合	対価を得な		አ	
三四、五〇〇円	一時間につ		3場合	対価を得る場合	_	トーレータ目的	

én.					日帰り 小学					ėn.	
般				1	生徒及び中学校児童					般	
					間につき						
する場合	五人で使用	する場合	三人で使用	古る場合	する場合	五人で使用	する場合	三人で使用	二人で使用	する場合	する場合
(一、〇五〇円)	三〇〇円 (三四〇円)	三六〇円	(五二〇円)	(六四〇円)	(八四〇円)	三、八〇〇円(四、三〇〇円)	(五、二〇〇円)	五、五〇〇円)	七、〇〇〇円	(一0、五00円)	

五六〇円	する場合二人で使用		<u>4</u>		
七二〇円	する場合	間につき	上走 及び中学校 の学校児童	日帰り	
五、五〇〇円	する場合 三人で使用				
七、〇〇〇円	する場合二人で使用				
九、〇〇〇円)	する場合		般		
四、四〇〇円	する場合 三人で使用				
五、六〇〇円(六、四〇〇円)	する場合		<i>生</i>		
七、二〇〇円 (八、四〇〇円)	する場合	につき	上走 及び中学校 小学校児童	宿泊	В
三八〇円(四三〇円)	五人で使用				
(五二〇円)	する場合四人で使用				
(六五〇円)	する場合三人で使用				
(八〇〇円)	する場合二人で使用				

二四、〇〇〇円)	する場合		般			
(七、二〇〇円)	七人で使用					
七、二〇〇円)	六人で使用					
八、〇〇〇円	五人で使用					
九、六〇〇円	する場合四人で使用					
(一三、六〇〇円)	三人で使用					
一五、二〇〇円)	する場合		<u>4</u>		5	
一九、二〇〇円 一九、二〇〇円	する場合	につき 泊	生走 及び中学校 小学校児童	宿泊	室別特	
(六五〇円)	する場合 三人で使用					
(八〇〇円)	する場合					
(一、〇五〇円)	する場合		般			
(五二〇円)	する場合 三人で使用					

七二〇円	する場合 六人で使用				
九二〇円	五人で使用				
九六〇円	する場合四人で使用				
一、二〇〇円	する場合				
一、七六〇円)	する場合二人で使用		<u>.</u> 1		
(二、二四〇円)	する場合	間につき	生走 及び中学校 小学校児童	日帰り	
八、〇〇〇円	する場合				
九、〇〇〇円	する場合				
(一一、五〇〇円)	五人で使用				
111、000円	する場合四人で使用				
(一七、〇〇〇円) 一五、〇〇〇円)	する場合 三人で使用				
一九、〇〇〇円	する場合二人で使用				

備考

する場合

(九〇〇円)

八〇〇円

七人で使用

する場合

 $\stackrel{\sim}{-}$

〇〇〇円)

九〇〇円

六人で使用

する場合 五人で使用

一五〇円) 000円 する場合 四人で使用

四〇〇円)

一、二〇〇円

する場合

 $\widehat{}$

七〇〇円)

五〇〇円

三人で使用

する場合 二人で使用

(11、1100円)

九〇〇円

- 間をいう。 七日から十一月二十三日まで及び十二月二十三日から同月三十一日までの期 この表において「通常期」とは、 一月一日から同月十五日まで、 四月二十
- 二 客室の区分は、次のとおりとする。
- 客 室 B 客室A 和室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。
- 三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が 別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

兀

する場合 七人で使用

(七二〇円)

六四〇円

般

する場合

(二、八〇〇円) 二、四〇〇円

一人で使用

(2) 閑散期日、同月三日、	十二月三十日	又は同月三	一十一日に利用	散期 同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。
区	分	使用の単位	利用	料金の額
客室 A 宿泊	を 及び中学校 ル学校児童	につき	する場合	六、〇〇〇円 六、〇〇〇円
	<u>当</u>		する場合二人で使用	四、八〇〇円)
			する場合三人で使用	三、八〇〇円
			する場合四人で使用	川、八〇〇円
			五人で使用	二、六〇〇円)
	般		する場合	七、五〇〇円)
			する場合二人で使用	七、000円)
			三人で使用	(五、五〇〇円)

② 閑散期

② 閑散期

② 閑散期

② 閑散期

(三八〇円)	する場合				
三二〇円	五人で使用				
四五〇円)三八〇円	する場合四人で使用				
(五五〇円)	する場合				
六〇〇円)	する場合二人で使用				
(九〇〇円)	する場合		般		
二六〇円)	五人で使用				
三〇〇円	する場合四人で使用				
三八〇円	する場合 三人で使用				
(五六〇円)	する場合二人で使用		<u>4</u>		
六〇〇円	する場合	間につき	生走 及び中学校 小学校児童	日 帰 り	
三、八〇〇円)	五人で使用				
三、八〇〇円(四、五〇〇円)	する場合四人で使用				

(五五〇円)	三人で使用				
大〇〇円)	する場合				
(九〇〇円)	する場合		般		
三八〇円	三人で使用				
四八〇円	する場合		<u>*</u>		
大〇〇円 大〇〇円	する場合	間につき	上走 及び中学校 小学校児童	日 帰 り	
(五、五〇〇円)	三人で使用				
七、〇〇〇円)	する場合				
七、五〇〇円	する場合		般		
三、八〇〇円	三人で使用				
四、八〇〇円)	する場合		<u>*</u>		
七、二〇〇円)	する場合	 につき 泊	 	宿 泊	В

		-				
八、五〇〇円)	五人で使用					
10、000円	する場合四人で使用					
一三、〇〇〇円 一三、〇〇〇円)	する場合					
一六、〇〇〇円	する場合二人で使用					
110、000円	する場合		般			
五、六〇〇円)	する場合					
六、四〇〇円	する場合					
六、八〇〇円)	五人で使用					
八、〇〇〇円	する場合四人で使用					
10、四00円	する場合					
二五、八〇〇円	する場合二人で使用		<u>/</u>		5	
(一九、二〇〇円)	する場合一人で使用	につき	生走 及び中学校 小学校児童	宿泊	室別特	

		-		
(一、五〇〇円)	する場合三人で使用			
一、九〇〇円)	する場合			
二、〇〇〇円	する場合		般	
五六〇円)	する場合			
大四〇円)	する場合 六人で使用			
六八〇円)	五人で使用			
(九六〇円)	する場合四人で使用			
1、0回0円	する場合 三人で使用			
一、五二〇円)	する場合		<u>4</u>	
一、九二〇円)	する場合	間につき	生走 及び中学校 小学校児童	日 帰 り
七、〇〇〇円)	する場合 出人で使用			
九、〇〇〇円	する場合 円			

備考
-

一月二十四日から十二月二十二日までの期間をいう。 この表において「閑散期」とは、一月十六日から四月二十六日まで及び十

する場合

(八〇〇円)

七〇〇円

七人で使用

する場合

(九〇〇円)

八〇〇円

六人で使用

する場合

000円)

八五〇円

五人で使用

する場合 四人で使用

(1、1100円)

1、000円

- 二 客室の区分は、次のとおりとする。
- 三 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が 客 室 A 客 室 B 和室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が三十二平方メートルのものをいう。
- があるときは、一時間として計算するものとする。 別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数
- 五

 この表において括弧内の利用料金の額は、宿泊にあっては日曜日の前日、 する場合に適用し、 る休日の前日、一月二日、 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定す 、同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用する場合に適用する。 多目的ホール等 日帰りにあっては日曜日、 同月三日、十二月三十日又は同月三十一日に利用 同条に規定する休日、 月二

 (\Box)

休憩室 区 個人が使用 する場合 学校生徒 小学校児童及び中 分 使用の単位 人一回につ 利 用 料 金 0)

額

 (\equiv)

多目的ホールの附属設備

備考 浴室 木 多 目的 i ル この表において「対価」とは、 対価を得ない場合 対価を得る場合 貸切使用する場合 学校生徒 小学校児童及び中 般 般 使用者が、 き 時間につき つき つき 一人一日につ つき 二分の一室 時間につき 室 一分の一室 室 室 一時間に いずれの名義で得るかを問わ 時間に 時間に 六 三、 六 五〇〇円 二〇〇円 二〇〇円 四〇〇円 四〇〇円 三三〇円 一〇〇円 三五〇円

客室

Α

宿泊

小学校児

人

人で使用する場合

t

八〇〇円

童及び中

泊につ き

学校生徒

一人で使用する場合

瓦

六〇〇円

般

人で使用する場合

九

八〇〇円

三人で使用する場合

四

〇 〇 〇 円

区

分

単 使

用 位の

> 利 用 料 金

0

額

する。 ホールを使用するときの利用料金の額は、 浴室の利用料金は、 宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するもの 対価を得る場合の利用料金の額と

使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって多目的

ず、

物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。

日帰り

学校生徒 童及び中 小学校児

二人で使用する場合

五六〇円

三人で使用する場合

四〇〇円

時間に つき

人一

人で使用する場合

七八〇円

三人で使用する場合

五

〇 〇 〇 〇 円

二人で使用する場合

弋

〇 〇 〇 〇 円

般

人で使用する場合

九八〇円

三人で使用する場合

五〇〇円

一人で使用する場合

七〇〇円

とする。

があるときは、 使用の時間が 一時間として計算するものとする。 一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数

> (-)秋田県営鳥海観光宿泊センター 客室の利用料金

(1)

通常期

<u> </u>			
火 コミケーラー・カー・アイ	映像装置	区	
台		分	
	一式一回につき	使用の単位	
	1、000円	利用料金の額	

九、六〇〇円	一人で使用する場合	二人	き消	学校生徒		
九、二〇〇円	で使用する場合	一人	白一こ人の一	竜 みびり 小学校児	宿泊	С
五.〇〇円	人で使用する場合	四人				
六〇〇円	三人で使用する場合	三人				
八〇〇円	二人で使用する場合	二人				
一、四〇〇円	人で使用する場合	一人		一般		
四〇〇円	人で使用する場合	四人				
四八〇円	三人で使用する場合	三人				
六四〇円	二人で使用する場合		つりきり	学校生徒		
一、一二〇円	人で使用する場合	_	寺引こ	童 みび 中小学校児	日帰り	
五、〇〇〇円	四人で使用する場合	四人				
六、000円	三人で使用する場合	三人				
八、000円	二人で使用する場合	二人				
一四、〇〇〇円	で使用する場合	一人		一般		
四、000円	人で使用する場合	四人				
四、八〇〇円	で使用する場合	三人で				
六、四〇〇円	人で使用する場合	二人	きゅ	学校生徒		
一一、二〇〇円	人で使用する場合	一人	白一人こう一	重 なび 中 小学校児	宿泊	В

						-
〇 〇 円	八	四人で使用する場合				
六〇〇円	九	三人で使用する場合				
二〇〇円	三	二人で使用する場合	きぇ	学校生徒		室別
〇 〇 円	三四	一人で使用する場合	白一こ人	金みび中	宿泊	川 特
七00円		四人で使用する場合				
九〇〇円		二人で使用する場合				
二〇〇円		二人で使用する場合				
四〇〇円	<u></u>	一人で使用する場合		般		
五六〇円		四人で使用する場合				
七二〇円		三人で使用する場合				
九六〇円		二人で使用する場合	つ き ル	学校生徒		
九二〇円		一人で使用する場合	寺人	金みび中の一般である。	日帰り	
〇 〇 円	ţ	四人で使用する場合				
〇 〇 円	九	二人で使用する場合				
〇 〇 円		二人で使用する場合				
000円	三四	一人で使用する場合		般		
六〇〇円	五、	四人で使用する場合				
二〇〇円	ー _も	三人で使用する場合				

日帰り 学校生徒 童及び中 小学校児 般 般 つき 時間に 人一 几 三人で使用する場合 二人で使用する場合 兀 二人で使用する場合 兀 三人で使用する場合 三人で使用する場合 二人で使用する場合 人で使用する場合 | 三〇、 人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 六 Q 三 $\stackrel{-}{\sim}$ $\overrightarrow{}$ 000円 三二〇円 000円 二〇〇円 六五〇円 000円 四〇〇円 000円 000円 五〇〇円 八〇〇円 九六〇円

備考

- 一日から十二月三十一日までの期間をいう。 この表において「通常期」とは、一月一日から同月十五日まで及び四月十
- 客室の区分は、次のとおりとする。
- 客室A 洋室で床面積が二十六平方メートルのものをいう。
- 客室C 洋室で床面積が五十二平方メートルのものをいう。客室B 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。
- | 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。| 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が(

があるときは、

一時間として計算するものとする。

													客室	区
	В												А	_
	宿泊						日帰り						宿泊	
学校生徒	か学校児			一般		学校生徒	が学校児			一般		学校生徒	が学校児	分
き消に	白一人					つま	寺一					き消	白一こ人	単使用の
二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	利用料金									
五、	八							四	五、	t	三、	四、	六、	の
一〇〇円	九〇〇円	四〇〇円	五六〇円	七八〇円	三二〇円	四四〇円	六二〇円	000円	六〇〇円	八〇〇円	二〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	額

				-	
五〇〇屆 , 国	四人で使用する場合				
五、七〇〇円	三人で使用する場合				
七、六〇〇円	二人で使用する場合	きん	学校生徒		
一五、三〇〇円	一人で使用する場合	白一人つ	金みび中の一般である。	宿泊	С
四〇〇円	四人で使用する場合				
四二〇円	三人で使用する場合				
六四〇円	二人で使用する場合				
一、1二0円	一人で使用する場合		般		
三二0円	四人で使用する場合				
三八〇円	三人で使用する場合				
五一〇円	二人で使用する場合	つ き ル	学校生徒		
八九〇円	一人で使用する場合	寺人	童みび中	日帰り	
四、000円	四人で使用する場合				
四、1100円	三人で使用する場合				
六、四〇〇円	二人で使用する場合				
11、1100円	一人で使用する場合		般		
川、1100円	四人で使用する場合				
三、八〇〇円	三人で使用する場合				

			-			
三、二〇〇円	<u></u>	二人で使用する場合				
四、000円	二四	一人で使用する場合		般		
六、四〇〇円	大	四人で使用する場合				
七、六〇〇円	+	三人で使用する場合				
五〇〇円		二人で使用する場合	きり	学校生徒		室员
九、二〇〇円	<u></u>	一人で使用する場合	白一人つ	童みび中小学校児	宿泊	別特
五六〇円		四人で使用する場合				
七二〇円		三人で使用する場合				
九六〇円		二人で使用する場合				
九二〇円	_	一人で使用する場合		一般		
四四〇日		四人で使用する場合				
五七〇円		三人で使用する場合				
七六〇円		二人で使用する場合	つりきり	学校生徒		
五三〇円		一人で使用する場合	寺 人 こ	童及び中小学校児	日帰り	
五、六〇〇円	Ŧ	四人で使用する場合				
七、二〇〇円	+	三人で使用する場合				
九、六〇〇円		二人で使用する場合				
九、二〇〇円		一人で使用する場合		一般		

九

六〇〇円

八

000円

○五○円

九二〇円

□ 休憩室、研修室等

日 帰り 学校生徒 童及び中 小学校児 般 つき 時間に 人一 四人で使用する場合 三人で使用する場合 四人で使用する場合 二人で使用する場合 三人で使用する場合 三人で使用する場合 一人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合

 $\stackrel{-}{\sim}$

四〇〇円

六四〇円

七六〇円

三二〇円

- ♡ 客室A 洋室で床面積が二十六平方メートルのものをいう。客室の区分は、次のとおりとする。
- 客室B 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。

 (\Box)

- 客室C 洋室で床面積が五十二平方メートルのものをいう。
- 別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。 | 客室を宿泊する目的で使用する場合において、小学校に入学する前の者が
- があるときは、一時間として計算するものとする。使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数
- の額とする。
 五 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金

五〇〇円		一般		
三〇〇円	き一人一日につ	学校生徒の学校児童及び中		浴室
五〇〇円	一面一時間に		 	テニスコート
五、〇〇〇円	一室一時間に			
二、五〇〇円	時間につき	場合	対価を得ない場合	
10、000円	つき一時間に			
五、〇〇〇円	時間につき	场合	対価を得る場合	ホ ー ル 的
二、〇〇〇円			С	
一、〇〇〇円) (C. 1. 4		В	
八〇〇円	一室一時間に		A	研修室
一、五〇〇円	一室一時間に	つ場合	貸切使用する場合	
三〇〇円		般		
一五〇円	きん一回につ	学校生徒	する場合 間人が使用	休憩室
利用料金の額	使用の単位	分		区
引 注 之)	10000000000000000000000000000000000000	}		

八〇〇円

九六〇円

区

分

使用の単位

利

用

料

金

0

額

宿

泊室

A

小学校児童

人で使用する場合

Q

000円

及び中学校

一人一泊に

般

四人で使用する場合

四

五〇〇円

三人で使用する場合

Ę

000円

一人で使用する場合

六

五〇〇円

三人で使用する場合

六

五〇〇円

一人で使用する場合

八

000円

人で使用する場合

<u>-</u>;

五〇〇円

В

人で使用する場合

四

五〇〇円

人で使用する場合

五

五〇〇円

及び中学校児童

- 二 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。一 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、
- 一 この表の額こ肖費兇及び地方肖費兇こ钼当する額を加算した額を利用があるときは、一時間として計算するものとする。| 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の
- の額とする。 三年の の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金三年の表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金
- 4 浴室の使用料は、宿泊者以外の者が浴室を使用する場合に徴収するものととする。 とする。 多目的ホールを使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額2 使用者が対価を得ない場合で営業の宣伝その他これに類する目的をもって

(1) トップシーズン 宿泊室の利用料金 秋田県営十和田観光宿泊センター

七

D		С	
及び中学校児童	般	生徒 及び中学校 校児童	 生徒

一二、五〇〇円	二人で使用する場合
八、五〇〇円	五人で使用する場合
一〇、〇〇〇円	四人で使用する場合
一一、〇〇〇円	三人で使用する場合
一四、五〇〇円	二人で使用する場合
五〇〇円	一人で使用する場合
七、000円	五人で使用する場合
八、000円	四人で使用する場合
九、〇〇〇円	三人で使用する場合
一一、五〇〇円	二人で使用する場合
一七、〇〇〇円	一人で使用する場合
八、五〇〇円	四人で使用する場合
一〇、〇〇〇円	三人で使用する場合
一二、000円	二人で使用する場合
一八、五〇〇円	一人で使用する場合
七、000円	四人で使用する場合
八、〇〇〇円	三人で使用する場合
一〇、〇〇〇円	二人で使用する場合

	F		Е		
一般	生徒 及び中学校 児童	般	生徒 上表で中学校 と を を と を と な の で の で の に の に の に の に の に の に の に の に	般	生徒

			室 別 特		G
般	生徒の大学校児童	<u></u> 般	生徒 及び中学校 校児童	般	生徒 及び中学校 児童

月一日から同月十六日まで及び十月九日から同月二十三日までの期間をいこの表において「トップシーズン」とは、五月一日から同月四日まで、八

								- 二 /4	13 19					
般	生徒 及び中学校 小学校児童				般			生では、	みび 中学校児童		般	生活	みび中学交 小学校児童	
二人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合
二四	九	三	五、	七、	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	<u>_</u>	<u> </u>	四四	七	<u> </u>	五、	- Q	<u> </u>	三
000円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	000円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円

								宿泊室	区
В								Α	
及び中学校小学校児童				般			生徒で見	みが戸学校 児童	分
	•) [3]O	一人一泊に	使用の単位
一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	利用料
<u> </u>	五、	五、	ţ		四	四	五、	八	金
一三、〇〇〇円	() () () () () () () () () () () () () (五〇〇円	、000円	10、000円	000円	五〇〇円	五〇〇円	八、〇〇〇円	額

(七) (五) (五) (五) う。 の額とする。 を使用するときは、 準トップシーズン 宿泊室の区分は、次のとおりとする。 宿泊室B 宿泊室D 宿泊室C 宿泊室G 宿泊室A 宿泊室F 宿泊室E 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。

四 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金 宿泊室を使用する場合において、 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。 当該者を小学校児童とみなす。 小学校に入学する前の者が別に宿泊用具

D		С		
及び中学校児童	般	生 及び中学校児 を 校児	般	生徒

二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
- ,	t	九	-		九	六	ţ	八	<u>_</u>	五、	t	八	- Q	六	六	ţ	八
〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	五〇〇円

	F		Е		
般	生徒 及び中学校 児童	般	生徒 上表で中学校 と を を と を と な の で の で の に の に の に の に の に の に の に の に	般	生徒

二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	六人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合
一四	九		t	八、		五、	ţ	<u></u>	ţ	八	九	<u> </u>	<u> </u>	六、	六、	ť	八
〇 〇 円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円

備考

								室易	川特				G	
般	生徒及び中学校児童				般			生徒で見れ	か学校児童		般	生でで	か学校児童	
二人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合
五〇〇円	一六、五〇〇円	五〇〇円	一三、五〇〇円	一五、五〇〇円	一九、五〇〇円	九、五〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一三、五〇〇円	八、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一、五〇〇円

まで、五月七日から七月三十一日までの間の土曜日、八月十七日から十月八一 この表において「準トップシーズン」とは、四月二十四日から同月三十日**

В

小学校児童

人で使用する場合

000円

及び中学校

(3)泊室 (七) (4) (4) (4) (4) (4) (4) 二月三十一日から翌年一月二日までの期間又は期日をいう。 の額とする。 を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。 日までの間の土曜日、十月二十四日から十一月七日までの間の土曜日及び十 区 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金 宿泊室の区分は、次のとおりとする。 宿泊室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具 オンシーズン 宿泊室F 宿泊室A 宿泊室G 宿泊室E 宿泊室D 宿泊室C 宿泊室B Α 及び中学校 小学校児童 般 分 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。 つき 人一 使用の単位 一泊に 四人で使用する場合 三人で使用する場合 三人で使用する場合 一人で使用する場合 人で使用する場合 一人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 利 用 料 金 九 四 六 九 三 四 弋 五 五 \mathcal{O} 五〇〇円 五〇〇円 000円 五〇〇円 五〇〇円 〇〇〇円 五〇〇円 000円 額

D		С	
及び中学校児童	般	生 及び中学校 児童	 生徒

二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合
ţ	五、	六	ţ	九	三	四	五、	五、	ţ	$\vec{\circ}$	乓	六	ţ	<u></u> —;	四、	五、	六
五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇門	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円	000円

	F		Е		
般	生徒 及び中学校 児童	般	生徒 上表で中学校 と を を と を と な の で の で の に の に の に の に の に の に の に の に	般	生徒

一一、五〇〇円	二人で使用する場合
七、五〇〇円	三人で使用する場合
九、〇〇〇円	二人で使用する場合
五、五〇〇円	三人で使用する場合
七、〇〇〇円	二人で使用する場合
五〇〇円	一人で使用する場合
四、五〇〇円	三人で使用する場合
五、五〇〇円	二人で使用する場合
八、五〇〇円	一人で使用する場合
五、五〇〇円	六人で使用する場合
五、五〇〇円	五人で使用する場合
六、五〇〇円	四人で使用する場合
七、五〇〇円	三人で使用する場合
九、五〇〇円	二人で使用する場合
四、〇〇〇円	六人で使用する場合
四、五〇〇円	五人で使用する場合
五、五〇〇円	四人で使用する場合
六、〇〇〇円	三人で使用する場合

備考

備考															
									室兒	川 特				G	
	般	生徒のサ学校児童				般			生でで	女び中学交 小学校児童		般	生徒で見	女び 中学校児童	
	二人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	二人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合
	一六		八	九	<u> </u>	<u> </u>	六、	ţ	八		八	- O	ţ	八	九
	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 〇 円	五.〇	000円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇〇〇円 円

宿 (4)泊室 外の日、 (+) (\Box) から十一月六日までの間の土曜日以外の日及び十一月八日から十二月三十日外の日、八月十七日から十月八日までの間の土曜日以外の日、十月二十四日 の額とする。 を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。 までの間の土曜日の期間又は期日をいう。 区 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金 宿泊室を使用する場合において、 宿泊室の区分は、次のとおりとする。 オフシーズン 宿泊室D 宿泊室B 宿泊室G 宿泊室F 宿泊室E 宿泊室C 宿泊室A Α 生徒 小学校児童 及び中学校 般 分 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。 つき 使用の単位 人一泊に 小学校に入学する前の者が別に宿泊用具 几 三人で使用する場合 三人で使用する場合 一人で使用する場合 人で使用する場合 一人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 利 用 料 金 三 四 弋 三 五 三 四 六 0 五〇〇円 000円 000円 000円 000円 000円 五〇〇円 000円 額

	С		В
般	生 及び中学校 児童	般	生徒 及び中学校 校児童

五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	一人で使用する場合
匹	五、	六、	t		三、	四、	五、	六	九	四、	五、	六、		三、	四、	五、	八
五〇〇円	五 〇 〇 円	〇 〇 円	五 〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	五〇〇円	〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円

F	E	
生徒の世界を	 生なび中学校児	 生 及び中 だ 中学 と
学 児 校 童	校童	学 児 校 童

五、五〇〇円	三人で使用する場合
七、000円	二人で使用する場合
四、五〇〇円	三人で使用する場合
五、五〇〇円	二人で使用する場合
八、000円	一人で使用する場合
三、五〇〇円	三人で使用する場合
四、五〇〇円	二人で使用する場合
六、五〇〇円	一人で使用する場合
四、五〇〇円	六人で使用する場合
五、〇〇〇円	五人で使用する場合
六、000円	四人で使用する場合
六、五〇〇円	三人で使用する場合
八、五〇〇円	二人で使用する場合
三、五〇〇円	六人で使用する場合
四、000円	五人で使用する場合
四、五〇〇円	四人で使用する場合
五、五〇〇円	三人で使用する場合
六、五〇〇円	二人で使用する場合

一般	生 及び中学校 校				一般				別 及び中学交 一 小学校児童		一般	生力では	G 小学校児童		
二人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	五人で使用する場合	四人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	二人で使用する場合	三人で使用する場合	
=;	- O	t	八	九	<u> </u>	五、	六	t	九	六、	八	五、	六	t	
〇 〇 円	五 〇 〇 円	〇 〇 円	〇 〇 円	五.〇八円	〇 〇 円	五.〇八円	五.〇八円	五〇〇円	五 〇 〇 円	五〇〇円	五 〇 〇 円	五〇〇円	五〇〇円	〇 〇 円	

プシーズン」及び「オンシーズン」以外の期間又は期日をいう。 この表において、「オフシーズン」とは、「トップシーズン」、 「準トッ

施設等 利用料

テントサイト

宿泊

X

画

泊につき

四

〇 〇 〇 〇 円

四〇〇円

般

- 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
- (-)宿泊室A 和室で床面積が三十三平方メートルのものをいう。
- (\Box) 宿泊室B 和室で床面積が四十平方メートルのものをいう。
- 宿泊室C 和室で床面積が四十七平方メートルのものをいう。
- 宿泊室E 宿泊室D 和室で床面積が五十一平方メートルのものをいう。 洋室で床面積が三十平方メートルのものをいう。
- 宿泊室F 洋室で床面積が四十九平方メートルのものをいう。

広場兼用テン

宿泊

X

画

泊につき

000円

トサイト

日帰り

区

画

回につき

〇 〇 〇 円

カーサイト キャンピング

日帰り

区

画

回につき

000円

宿泊

区画

泊につき

六

〇 〇 〇 円

日帰り

区

画

回につき

五〇〇円

- (七) (五) (五) (五) 宿泊室を使用する場合において、 宿泊室G 洋室で床面積が四十六平方メートルのものをいう。 小学校に入学する前の者が別に宿泊用具
- の額とする。 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金

コテージ

宿泊

区画一泊につき

000円

を使用するときは、

当該者を小学校児童とみなす。

会議室

二、五〇〇円	一室一時間につき	
一、二五〇円	二分の一室一時間につき	会議室
利用料金の額	使用の単位	区分

- があるときは、 使用の時間が一時間未満であるとき又はその使用時間に一時間未満の端数 一時間として計算するものとする。
- の額とする。 この表の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を利用料金

秋田県営男鹿オートキャンプ場

八

入場料	区
小学校児童及び中学校生徒	分
一人につき	使用の単位
1100円	利用料金の額

I:	##	•
11	Ħ	1
IJ.	11	1
	12	
1	4	
	~	

シャワー

回につき

二〇〇円

日帰り

区

画一回につき

四

〇 〇 〇 〇 円

- 備利用料金は、千円とする。 暖房設備の使用期間内においてコテージを使用する者から徴収する暖房設
- この表の額は、 消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする

九

等 施利 設	米	斗 入場	区
サイト	一般	小学校员	
芝生		児童及び中	
電源あり		小学校児童及び中学校生徒	
宿泊			分
一 区画一泊につき		一人につき	使用の単位
五〇〇円	四 〇〇 円	二00円	利用料金の額

二、 000円	一区画一回につき		日帰り	サイト	
六、00	一区画一泊につき		宿泊	キャンピングカ	
元	一区画一回につき		日帰り		利 月 米
四、〇〇	一区画一泊につき		宿泊	テントサイト	河 施 田 設 等
四〇			_	般	
二〇〇円	一人につき		中学校生	小学生児童及び中学校生徒	入場料
利用料金の額	使用の単位	分			区
しものとす	トキャンプ場消費税に相当する額を含むものとする。	方消費稅	トキャンプ場 一	秋田県営田沢湖オート*考 この表の額は、消費	・一秋田県
10	一回につき			シャワー	3/
1, 00	一区画一回につき	日帰り			
11, 00	一区画一泊につき	宿泊	イト	広場兼用テントサイト	
二、000円	一区画一回につき	日帰り			
六、〇〇	一区画一泊につき	宿泊	サイト	キャンピングカーサイト	
元	一区画一回につき			日帰り	
五〇			電源なし	27	
五、〇〇			電源あり	デッド	
四、000円			電源なし		用 料

備考 シャワ 広場兼 イト

この表の額は、 消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

秋田県告示第三百五十一号

の例により、次のとおり秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金を承認したので、同秋田県ふるさと村条例(平成五年秋田県条例第四十五号)第二十二条第一項の規定 条第三項の規定の例により、 公告する。

する。 承認した秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金は、平成十八年四月一日から適用

承認(変更の承認を含む。)は、 平成十八年三月三十一日以前に告示した秋田県ふるさと村の使用に係る利用料金の 同日限り、廃止する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事

寺 田 典 城

スノーホワイト城及びかまくらシアター

	かまくらシアター			スノーホワイト城	区
門学校及び大学の学生高等学校生徒並びに高等専	小学校児童及び中学校生徒	般	門学校及び大学の学生高等学校生徒並びに高等専	小学校児童及び中学校生徒	分
四 〇 〇 円	三〇〇円	五〇〇円	四〇〇円	三〇〇円	(一人につき)
三六〇円	二七〇円	四五〇円	三六〇円	二七〇円	(一人につき)

ĺ		#用テントサ 宿泊
	日帰り	宿 泊 ——
一回につき	一区画一回につき	一区画一泊につき
一〇〇円	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円

劇場 ドーム

許可施設

は、これらの者に準ずる者を含む。

区

一 この表における「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」に

この表における「団体料金」は、二十人以上の団体に適用する。

4月2.7	一般
	五〇〇円
	四五〇円

/ / /

この表における「団体料金」は、二十人以上の団体に適用する。 この表における「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」に

入館料を同時に納める場合 スノーホワイト城及びかまくらシアターの利用料金並びに秋田県立近代美術館の は、これらの者に準ずる者を含む。

区分	(一人につき) 番 通 料 金	(一人につき)
小学校児童及び中学校生徒	六〇〇円	五四〇円
及び大学の学生高等学校生徒並びに高等専門学校	八〇〇円	七二〇円
一般	1、000円	九〇〇円
ATTT CITY		

/\ \ \ 	対価を得		対価を得	分
	一時間につき		一時間につき	使用の単位
土曜日・日曜日	平日	・休日・日曜日	平日	利用料
一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	110、000円	一五、〇〇〇円	金の額
			,	ふるさら

加 基 算 本 料 料 金 金
加基本料金
休日

の月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

対

利用の時間が一時間未満であるとき又はその利用時間に一時間未満の端数

兀

があるときは、

時間として計算する。

ふるさと料理館 三 この表において「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律 トル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。 律第百七十八号)第三条に規定する休日をいう。 価を得る場合の利用料金とする。 劇場、工芸展示館、工芸工房又は体験工房を利用するときの利用料金は、 物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。 この表において「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場合のそ 利用面積が一平方メートル未満であるとき又はその利用面積に一平方メー 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもってドーム 又は役務を提供して得た対価の額の総額をいう。 につき 使用面積一平方メ ートル当たり一月 加算料金 基本料金 当該月の売上高について次 (\Box) ぞれ次に定める率を乗じて に掲げる区分に従い、それ 円までの額 の額 〇・一〇 円を超え四万二千円まで 円を超える額 円を超え四万二千円まで 円を超える額 売上高のうち二万五千 売上高のうち二万五千 売上高のうち四万二千 売上高のうち四万二千 0. (昭和二十三年法 0.10 ○ · · · · ○ · ○ 五 二〇〇円

<i></i>									
			建物					土地	区
場得が		合行	寺 価 を		場得が価ないを		合名	寺 価 を	分
場合は用する	で使用する場合	場合	更用する 一月単位で	る場合 で使用す	場合場合で	る場合 で使用す	場合	更用する 一月単位で	使
き 使用面積一平方メー	で ・ル当たり一時間に 使用面積一平方メー		トレ当と2一月こ2一使用面積一平方メー	でき ・ル当たり一時間に 使用面積一平方メー	き 使用面積一平方メー	でき ・ル当たり一時間に 使用面積一平方メー) \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	トレ当との一月こつ一使用面積一平方メー	用の単位
51	ic 1	加算料金	基本料金	ic 1	ɔ 1	iz 1	加算料金	基本料金	利用
九 〇 〇 円	<u>四</u> 〇 円	○・一五を乗じて 当該月の売上高に	一、八〇〇円	一 〇 円	三〇〇円	二〇円	○・一五を乗じて 当該月の売上高に	六〇〇円	料金の額

5	8

三〇〇円	一台一回につき		演台			
五〇〇円	一枚一回につき	目(ドロップ)	松羽口			
二、〇〇〇円	一式一回につき	一	仮設舞台			
一、五〇〇円	一式一回につき	i ii	ひな台			
五、〇〇〇円	一式一回につき	H	所作台		厚土	
三、〇〇〇円	一式一回につき	音響反射板		舞台設備	割ドーム	
利用料金の額	使用の単位	分	-		区	
で使用す トル当たり一時間に る場合 つき で使用す トル当たり一時間に る場合 つき で使用す トル当たり一時間に る場合 つき で使用す トル当たり一時間に る場合 つき で使用す トル当たり一時間に が出等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。 スは役務を提供して得た対価の額の総額をいう。 スは役務を提供して得た対価の額の総額をいう。 東物を利用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用者が物品等を販売 ル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。 月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。 月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。 あるときは、一時間として計算する。	(い) 一時間に (い) 一時間に (い) 一時間に (い) 一時間に (い) 利用者が、いずれの名義で想 (い) 日本の利用を終了する。 (い) 日本の利用を終了が、(い) 日本の利用を終する。 (い) 日本の利用をい) 日本の利用をいる。 (い) 日本の利用をいる。 (い) 日本の利用をいるの利用をいる。 (い) 日本の利用をいるのが、(い) 日本の利用をいり、(い) 日本の利用をいり、(い) 日本の利用をいり、(い) 日本の利用をいり、(い) 日本の利用をいり、(い) 日本の利用をいり、(い) 日本の利用をいり、(い) 日本	で使用す 作用正和 平月之 で使用す 作用正和 平月之 で使用す トル当たり一時間に で使用す トル当たり一時間に で使用す トル当たり一時間に で使用す トル当たり一時間に で使用す トル当たり一時間に で使用す トル当たり一時間に で使用す トルキ満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。 月の中途から利用を開始する場合で営業その他これに類する目的をもっては建物を利用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用を終了する場 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場 トル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場 日割りをもって計算する。 日間の時間が一時間未満であるとき又はその利用時間に一時間未満があるときは、一時間として計算する。	で使用す たり であるときの利用で が対価を得ない場合で が対価を得ない場合で が対価を得ない場合で が対価を得ない場合で が対価を得ない場合で が対価を得ない場合で が対価を得ない場合で であるときは、 一時間が一時間未満で たり であるときは、 一時間として である場合で である場合で である場合で であるときは、 一時間として であるときは、 一時間と であるときは、 一時間と であるときは、 一時間と であるときは、 一時間と であるときは、 であるときない。 であるときないるときない。 であるときないるときないる。 であるときないる。 であるとないる。 であるときないる。 であるときない	属設備 では 利用の時間が の月の利用な が利用の時間が の月の利用な があるときはい をは では では では では では では では では では で	Manage	五

三〇〇円	一本一回につき	ダイナミックマイク	
四〇〇円	一本一回につき	コンデンサーマイク	
五〇〇円	一基一回につき	除く。)	音響設備
四、000円	一台一回につき	ピアノ	楽器
五〇〇円	一台一回につき	スクリーン	
二、〇〇〇円	一式一回につき	クリーンを含む。)	
五、〇〇〇円	一式一回につき	クリーンを含む。)	映写設備
五〇〇円	一枚一回につき	地がすり	
三〇〇円	一枚一回につき	毛せん	
一〇〇円	一枚一回につき	長毛布	
一、五〇〇円	一双一回につき	金屛風	
五〇円	一脚一回につき	コントラバス椅子	
二〇円	一灯一回につき	譜面灯	
五〇円	一台一回につき	譜面台(演奏者用)	
一〇〇円	一台一回につき	譜面台(指揮者用)	
一 00円	一台一回につき	指揮者台	

1、000円	一列一回につき	ライト	
五〇〇円	一列一回につき	ボーダーライト	
二〇〇円	一列一回につき	花道フットライト	
五〇〇円	一列一回につき	フットライト	
一、五〇〇円	一式一回につき	備サイドフロントライ	照明設備
一、〇〇〇円	一式一回につき	移動用増幅器卓	
五〇〇円	一台一回につき	サブミキサー	
三〇〇円	一台一回につき	はね返りスピーカー	
五〇〇円	みし 3回 1 号 1	ステージスピーカー	
一 〇 〇 円	一式一回につき	マイクスタンド	
五〇〇円	一式一回につき	C Dプレーヤー	
五〇〇円	一式一回につき	レコードプレイヤー	
四 〇 〇 円	一式一回につき	カセットテープレコ	
七〇〇円	一式一回につき	ーダー フンテープレコ	
五〇〇円	一本一回につき	ワイヤレスマイク	

キロワット当たり ニ〇〇円	一式一回につき	コンセント	そ の 他
三〇〇円	一台一回につき	使用の場合) スポットライトのみ スポットライトのみ	
三〇〇円	一台一回につき	ミラーボール	
五〇〇円	一式一回につき	スライドキャリア	
五〇〇円	一式一回につき	スパイラルマシーン	
五〇〇円	一式一回につき	ディスクマシーン	
三〇〇円	一台一回につき	ビームライト	
二〇〇円	一台一回につき	ストリップライト	
五〇円	一台一回につき	以下) (○・五キロワットス ポットライト	
一〇〇円	一台一回につき	キロワット)	
11、000円	一台一回につき	トライト	
一、〇〇〇円	一列一回につき	ロアーホリゾントラ	

一個一回につき	と市場	
一個一回につき	コインロッ	
き	カー	予備電源
	_	一時間につき
	一〇〇円	五〇〇円

- るときは、一キロワットとして計算した利用料金を徴収するものとする。 が一キロワット未満であるとき又はその合計に一キロワット未満の端数があ ドーム劇場のコンセントの利用において持込み器具の定格消費電力の合計
- する。 間に一時間未満の端数があるときは、 ドーム劇場の予備電源の利用時間が一時間未満であるとき又はその利用時 一時間として計算した利用料金を徴収
- 三 ドーム劇場の附属設備(予備電源を除く。)の利用時間が四時間未満であ る場合の利用料金の額は、この表に定める額に○・五を乗じて得た額とす

秋田県告示第三百五十二号

関する条例(平成十七年秋田県条例第七十八号)第五条の規定による改正後の秋田県 承認したので、同条第三項の規定の例により、 定の例により、次のとおり秋田県金属鉱業研修技術センターの使用に係る利用料金を 金属鉱業研修技術センター条例 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に (平成二年秋田県条例第五十号)第十一条第一項の規 公告する。

秋

月 承認した秋田県金属鉱業研修技術センターの使用に係る利用料金は、 一日から適用する 平成十八年四

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典

城

	宿泊室A		区
閑散期	繁忙期	通常期	分
二、六二五円以上五、七七五円以下	三、六七五円以上七、八七五円以下	三、六七五円以上六、八二五円以下	利用料金の額(一人一泊につき)

四、二〇〇円以上九、二四〇円以下	閑散期	
五、八八〇円以上一二、六〇〇円以下	繁忙期	宿泊室 D
五、八八〇円以上一〇、九二〇円以下	通常期	
三、九三七円以上八、六六二円以下	閑散期	
五、五一二円以上一一、八一二円以下	繁忙期	宿泊室C
五、五一二円以上一〇、二三七円以下	通常期	
三、四一二円以上七、五〇七円以下	閑散期	
四、七七七円以上一、〇二三七円以下	繁忙期	宿泊室B
四、七七七円以上八、八七二円以下	通常期	

- 宿泊室の区分は、次のとおりとする
- 宿泊室A 床面積が二十二平方メートルの宿泊室をいう。
- (\Box) 宿泊室B 床面積が二十八平方メートルの宿泊室をいう。
- 宿泊室C 床面積が三十一平方メートルの宿泊室をいう。
- (匹) (\equiv) 宿泊室D 床面積が三十九平方メートルの宿泊室をいう。
- まで、閑散期とは十一月一日から翌年二月末日までとする。 通常期とは三月一日から六月末日まで、繁忙期とは七月一日から十月末日 利用料金の額は、 企画商品の種類に応じてこの表に定める利用料金の 額

0

秋田県告示第三百五十三号

範囲内において指定管理者が別に定める。

う。)に参加する者に必要な資格を定めたので、令第百六十七条の五第二項(令第百 除く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札 条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、県が発注する物品の製造 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。 買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品 以下「令」という。)第百六十七 (生産物及び差押えに係るものを (以下「競争入札」とい

場合を含む。 十九年秋田県規則第四号)第百五十八条第一 六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。)及び秋田県財務規則)の規定に基づき、 その内容及び資格審査の申請の方法等を次のとおり 一項(同規則第百七十条において準用する (昭和三

平成十八年三月三十一日

典 城

秋田 ||県知事 寺 田

(競争入札に参加する者に必要な資格

第 条 競争入札に参加する者に必要な資格は、 次に掲げるとおりとする

- 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること
- 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- 格付を得ていること。 いう。)を受け、 その申請の日における次に掲げる事項に係る知事の審査 契約の種類及び金額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級の (以下「資格審査」と
- 金及び欠損金の合計額 直前の決算における自己資本金 個人にあっては純資本の額をいう。 (法人にあっては資本金、 任意積立金、 利益
- 従業員数 (代表者を除く。
- (\equiv) 比で表したものをいう。) 直前の決算における流動比率 (流動資産を流動負債で除して得た数値を百分
- 営業年数

秋

- (H) 直前の決算における製造金額又は販売金額
- $\langle \uparrow \rangle$ 障害者の雇用者数
- (H) 国際標準化機構が定めた規格の認証の取得の状況
- 印刷業を行う者にあっては、印刷設備の保有の状況
- その他知事が特に必要と認める事項

(九) (1)

(資格審査の申請

第二条 報処理組織を使用する方法」という。)により知事に申請しなければならない。た する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法(以下 に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して知事が指定 知事が特に必要があると認める場合は、電子情報処理組織を使用する方法に 資格審査を受けようとする者は、 申請書を提出して知事に申請することができる 電子情報処理組織(競争入札に参加する者 「電子情

2 ファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす 前項本文の規定により行われた申請は、 知事が指定する電子計算機に備えられた

(書類の提出

第三条 申請書を提出して申請する場合にあっては、 資格審査の申請をするときは、 次に掲げる書類を提出しなければならない。 資格審查調書

- 証する書類及び身分証明書 法人にあっては法人の登記事項証明書及び定款、 個人にあっては営業の事実を
- 益処分計算書、 直前の決算における財務諸表(法人にあっては賃借対照表、 個人にあっては賃借対照表及び損益計算書をいう。 損益計算書及び利
- 消費税、 その申請の日の直前の事業年度における納税証明書(法人にあっては法人税、 消費税、 地方消費稅、法人都道府県民稅、 地方消費税、 個人事業税等に係る納税証明書をいう。 法人事業税等、 個人にあっては所得
- けていることを証する書類又はその写し 営業に関し許可、 認可等を必要とする業種にあっては、 当該許可、 認可等を受

Ŧi.

前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(資料の提出の請求)

第四条 査の申請をした者に対し、 (資格者の決定等) 知事は、 資格審査の公正を図るため特に必要があると認める場合は、 必要な資料等の提出を求めることができる 資格審

第五条 るものとする。 (以下「資格者」という。)を決定したときは、 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する者に必要な資格を有する者 物品供給業者等登録名簿に登録す

2 日から起算して二年とする。 資格者としての有効期間は、 前項の規定により決定した日の属する月の翌月の初

(指名競争入札に参加する者の指名)

第六条 指名競争入札に参加する者の指名は、契約予定金額に応じ、 いずれかの等級に格付けされた者のうちから行うものとする Ą B及びCの

2 者のうちから、 数のため競争性の確保が困難であると認められるときは、 を勘案して指名することがある 前項の規定にかかわらず、 特殊な機械の保有状況、 当該契約予定金額に応じた等級に格付けされた者が少 技術者の雇用状況、 他の等級に格付けされた 受注能力、 納入実績等

(資格審査の申請に係る事項の変更の届出

第七条 が特に必要があると認める場合は、 情報処理組織を使用する方法により知事に届け出なければならない。 |書を提出して知事に届け出ることができる 資格者は、資格審査の申請に係る事項に変更が生じたときは、 電子情報処理組織を使用する方法に代えて、 ただし、 速やかに電子 届

一条第二項の規定は、 前項本文の届出について準用する

2

負

第八条 (事業の休止又は廃止の届出 資格者は、

処理組織を使用する方法により知事に届け出なければならない。 に必要があると認める場合は、電子情報処理組織を使用する方法に代えて、 を提出して知事に届け出ることができる 事業を休止し、又は廃止しようとするときは、 ただし、知事が特 速やかに電子情報 届出書

2 (資格者の決定の取消し及び停止) 第二条第二項の規定は、前項本文の届出について準用する。

た事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。 知事は、 資格者について、虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受け

2 において準用する場合を含む。)のいずれかに該当すると認められたときは、 定める期間、その決定の効力を停止するものとする 知事は、資格者が令第百六十七条の四第二項各号(令第百六十七条の十一第一項 別に

3 ときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。 知事は、前二項の規定により資格者の決定を取り消し、又はその効力を停止した

出しなければならない。 合にあっては、北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長)を経由して提 資格者が県内に住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を有する者である ときは、当該住所地を所管する地域振興局長(当該住所地が大館市の区域にある場 (補則) (書類の経由) この定めの規定により知事に提出する書類は、資格審査の申請をする者又は

第十一条 この定めに定めるもののほか、 競争入札に関し必要な事項は、 別に定め

秋

附 則

(施行期日)

1 この定めは、平成十八年四月一日から施行する。 (県が発注する物品の製造の請負、 買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品

産物及び差押えに係るものを除く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競 全

2 県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品 ·入札に参加する者に必要な資格の廃止)

3 この定めの施行の際現にこの定めによる廃止前の県が発注する物品の製造の請 、入札に参加する者に必要な資格は、 廃止する。

買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品(生産物及び差押えに係るものを除

産物及び差押えに係るものを除く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競

全

格の規定による資格者は、 る資格者とみなす。 く。)の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資 平成十九年三月三十一日までの間、 この定めの規定によ

秋田県告示第三百五十四号

規定の例により、 したので、同条第三項の規定の例により、 秋田県青少年交流センター条例 次のとおり秋田県青少年交流センターの使用に係る利用料金を承認 (平成十一年秋田県条例第五号) 公告する。 第十二条第一項

承認した秋田県青少年交流センターの使用に係る利用料金は、平成十八年四 月一日

から適用する。

平成十八年三月三十一日

宿泊室

秋田県知事 寺 田 典 城

		T			
その他の場合	定料金を定めている場合会の参加に伴う宿泊で関係宿泊施設が協教田県内で開催される競技団体主催の大		ために使用する場合ユースホステル協会会員が宿泊研修する	泊研修を受けるために使用する場合定める基準に該当するものの構成員が宿青少年の団体で秋田県教育委員会が別に	分
五、〇〇〇円	れた料金 協定で定めら	二、 四 〇 〇 円	二、〇〇〇円	二、000円	利用料金の額
一人で使用する場合		県の会員を除く。) 平成十八年十月一日	日まで平成十八年九月三十	協定料金等別に定め	備考

る。

発

行

者

秋

田

県

購読料

金

月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番 号

印 印 刷 刷 者 所

電話。600八七六六 FAX60○○五年式会社 松 原 印 刷 社秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

備考 大広間 める基準に該当するものが使用する場合 青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定 その他の場合 区 特別室を身体障害者以外が利用する場合は、 特別室 和室 洋室二人用 ・洋室四人用 分 三 \equiv \equiv 四、 四 四 四 四 五 五 三〇〇円 利用料金の 三〇〇円 | 二人で使用する場合 五〇〇円 八〇〇円 五〇〇円 五〇〇円 〇 〇 〇 〇 円 五〇〇円 000円 八〇〇円 洋室二人用の料金とする。 | 二人で使用する場合 | 二人で使用する場合 額 三人で使用する場合 二人で使用する場合 三人で使用する場合 四 一人で使用する場合 人で使用する場合 人で使用する場合 [人で使用する場合 $\widehat{}$

大広間を宿泊する目的で使用する場合の利用料金の額は、 大広間を半分に仕切って使用する場合は、半額とする。 次のとおりとす 時間につき) 二〇〇円 六〇〇円

> その他の場合 青少年の団体で秋田県教育委員会が別に定 修を受けるために使用する場合 める基準に該当するものの構成員が宿泊研 区 分 利用料金の額 (一人一泊につき) 〇〇〇 円 四〇〇円

古紙配合率100%